

平成26年6月佐川町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成26年6月9日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成26年6月9日 午前9時3分宣告（第4日）

応招議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	松本 正人
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 壽子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	下川 芳樹	2番	坂本 玲子	3番	邑田 昌平
	4番	森 正彦	5番	片岡 勝一	6番	松浦 隆起
	7番	岡村 統正	8番	中村 卓司	9番	松本 正人
	10番	永田 耕朗	11番	西村 清勇	12番	今橋 壽子
	13番	徳弘 初男	14番	藤原 健祐		

欠席議員 な し

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	教 育 次 長	吉野 広昭
副 町 長	村田 豊昭	産業建設課長	渡辺 公平
教 育 長	川井 正一	健康福祉課長	岡崎 省治
会計管理者	西森 恵子	町 民 課 長	麻田 正志
総 務 課 長	横山 覚	国土調査課長	氏原 敏男
税 務 課 長	田村 秀明	農業委員会事務局長	氏原 謙
収納管理課長	橋掛 直馬	病院事務局長	笹岡 忠幸
チーム佐川推進課長	片岡 雄司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成26年6月佐川町議会定例会議事日程〔第2号〕

平成26年 6月 9日 午前9時開議

日程第1

一 般 質 問

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 14 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順とします。

6 番、松浦隆起君の発言を許します。

6 番（松浦隆起君）

おはようございます。6 番松浦隆起でございます。通告に従いまして本日も 3 点、一般質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

1 点目に、がん検診へのピロリ菌検査の導入についてお伺いをいたします。

この質問につきましては、昨年の 3 月定例会におきまして、一度お伺いをさせていただいております。前回も申し上げましたので、簡単に申し上げますと、このピロリ菌とは、1980 年代に発見された細菌でございまして、胃の粘膜に炎症などを引き起こし、胃潰瘍や十二指腸潰瘍、胃がんなどの原因になると言われております。日本人のピロリ菌感染者数は、3,500 万人にも上るとされており、胃酸の分泌が不十分な幼少時に口から入り、成人後も胃粘膜にとどまり続けます。また、水道などの衛生環境が不十分だった時代に幼少期を過ごした世代に感染者が多いということも言われております。

現在、専門家の間では、胃がんの 90%以上がピロリ菌の感染による胃炎が原因と言われておりまして、このピロリ菌を除菌すれば、胃がんの発生を抑止することが可能と言われております。そのためには、まず検査を行い、そしてピロリ菌が発見された場合は、除菌が必要となってまいります。また、これまでピロリ菌による慢性胃炎の場合、胃潰瘍や十二指腸潰瘍にまで症状が進行しなければ、この除菌治療には保険は適用されず、約 2 万円ほどの費用がかかっておりました。しかし、昨年の 2 月 21 日より、内視鏡などで胃炎と確認をされ、呼気検査でピロリ菌の感染が認められれば保険適用となり、窓口負担が 3 割の人であれば 6,000 円程度の支払いで済むということになりました。この保険適用が拡大したことによりまして、胃がんの原因そのものを取り除く胃がん予防ということが大きく前進をするものと期待をできますし、その入り口となるピロリ菌検

査が重要となってまいります。

前回、そういった背景から、町が行っております検診へのピロリ菌検査導入を提案をさせていただきました。当時の担当課長からは「胃がんの予防につながるならば、十分な検討が必要であり、新たな検査項目を設ける場合の作業量、在宅スタッフの手配、ピロリ菌の検査のニーズ、それらについて調査が必要であり、がん予防の有効な対策の1つとして、早く実現可能な状況で取り組みたい」という答弁をいただいております。

担当課の方からは、その後の結果については、直接お答えをいただいておりますけれども、今年度のセット検診のお知らせを見ますと、含まれていないようであります。昨年度1年間検討の結果、現在、こういった方向性になっておられるのか、お聞かせいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

おはようございます。ただいま、松浦議員さんから御質問ありましたがん検診へのピロリ菌検査の導入についてということで、お話ありましたとおりに昨年の3月議会で、同じような内容の御質問があって、課としては25年度中に検討をして実施実現可能な方向で検討をしていくという旨の回答をさせていただいてるところでございます。

健康福祉課として、かわせみで毎年行っておりますセット検診、これについて、25年度中に課の中で検討いたしまして、導入するんであれば、例えば、全額自己負担になりますけれども、そういったオプションとしてですね、ピロリ菌がいるか、もしくは存在しているかどうかというような検査、こういったものについて、導入するという、ニーズも一定あることからですね、導入するということを視野に検討を進めておりました。

ただ、一方です、町立の高北病院のほうで、もう、こちら、集団ということではありませんけれども、病院事業の一環として、検診の内容の中に、がんのリスク検査が取り組まれておまして、これは、より私たちが健康福祉課として、セット検診の中にですね、やろうとしている検診よりももう少し充実したABC検査と言われる胃がんリスク検査、これがA群からD群に、胃がんリスクが高い順番に4つに分類ができるという検査があるということを確認をいたしまして、健康福祉課で行うセット検診ではですね、その後、

どういうふうに、では、ピロリ菌がいるか、いたとしてどういうふうにつないでいくか、というふうな事後の指導体制であったりとか、そういったところを考えるに、セット検診で行うよりも、こちらの高北病院の胃がんリスク検査、こちらのほうを推奨をさせていただくような形でですね、そちらのほうが有効であるというふうに考えまして、26年度のセット検診の中には、含まれておりません。

ただし、セット検診なんかにおいでの方についてはですね、高北病院でやっている検査の内容の周知でありますとか、そういった形で御協力さしていただきまして、そちらのほうにつないでいくというような形を、とらさせていただきたいと考えております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

お隣の越知町ではですね、昨年の6月定例会、私の3月よりも次の議会ですけども、議員から総合検診へのピロリ菌検査の導入が提案をされまして、越知町は、今年度からピロリ菌検査の導入がされております。日高村でも、高知県下で、日高村はいち早く昨年度より、記憶が正しければ、四国で初めてやったかもわかりませんが、昨年度から導入をされております。

よく答弁の中で、この近隣の動向などを見ながらということと言われることがありますので、こういった近隣のいいことはしっかり見ていただいて、早期に導入していただければというふうに思います。

このピロリ菌検査、除菌治療が保険適用になったということもあって、多くの自治体では導入をされて、またその方法もさまざまでありまして、ある自治体では、40歳の記念検診時に無料で行っていると。なぜ、この検診の中に含めるかという、個人で、今、高北病院の例も出ましたが、受けるよりも、総合検診に入れると、負担が少しでも少なくなるという点が大きな理由であります。そこがちょっと、今の課長の答弁には抜け落ちているのではないかなあというふうに思います。

今、リスク検診の話を、もう、課長のほうからしていただいたんで、御質問しようと思いましたが、御質問しませんが、この胃がんリスク検診というのは、先ほど課長も言いましたが、問診と血液検査で行われると。そのため、バリウムを使う従来のエックス線検査に比べて、身体的負担が少ないと言われております。採取された血

液は、外部医療機関で胃がんの最大の原因とされるピロリ菌の有無、それから胃がんの前触れとなる胃粘膜の萎縮度が調べられて、胃がん発症のリスクを判定をします。ABC検査というふうにも言われていますが、この検査でピロリ菌が発見された場合でも、このピロリ菌、通常の単体のピロリ菌検査同様、除菌治療には保険が適用されると。一部で、されないんじゃないかという誤解も、少しあったようではありますが、これ、適用されるということでもあります。

しっかりと取り組んでいる自治体の中では、この胃がん検診の方法を従来のバリウムを飲む、先ほど言いましたエックス線検診から、この採血によるリスク検診に全面移行して、自己負担額を1,500円程度で実施をしている自治体もあります。

本町でも、先ほど課長の答弁がありましたが、高北病院の検診で、このリスク検診というものが行われておりますが、これ、2,600円です。ただ、この検診を自治体の検査項目に入れているところでは、先ほど紹介した1,500円、またその対象者を5歳刻みにして、自己負担額を500円にしたり、全額、町が負担をして行っている。それは健康に対すること、また健康にすることで、国保財政もプラスになります。そういった考え方だと思いますが、そういう形で導入をしている自治体が多くあります。

ですから、このピロリ菌検査、単体だけではなくて、ぜひ、このリスク検診を町の負担の中に、町のその検診の中に取り入れていただければというふうに思います。これは、先ほども言いましたけれども、町民の命を守る、健康を維持するということだけでなく、個人もそしてこの自治体も、医療費の軽減につながるということでもあります。

高北病院で総合検診を受ける数と町のかわせみ等で行う数が、どちらが多いかは具体的に私も調べてませんが、かわせみのほうが多いんじゃないかなという感じは受けております。

先ほど、このリスク検診を推奨を、高北病院のほうで受けるようにするということでしたけれども、今回の町の予算見ると、そういうのは全然なかったようにも思いますし、ぜひこれは、町の検診の中に、みんなが広く知ってて受けやすい中に、やはりこのピロリ菌検査というのは入れていただきたいと。これが、今までとは違って通常のがんの検診に、今、もう移行しつつあると。

これが逆に、町の検診の中に、通常の中に入っていないということが、少しおかしいというぐらいに今、全国的の、自治体の状況はそういう状況にありますから、ぜひ、もう一度、しっかり検討していただきたいと思いますが、再度、答弁をお願いをします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。松浦議員おっしゃられるように、この胃がん検診の1つのピロリ菌検査の導入につきましては、近隣市町村も含めて、検診の中に導入の動きが広がっているということについては認識もしております。

ただ、一方で、市町村が実施する集団検診というものについては、健康増進法に基づくものでありまして、これを、国がですね、県に対して、いろいろな生活習慣病とか、要介護状態、こういったものを動向を把握するということとともに、検診の実施方法とか、そういった制度管理のあり方についても指導するという形になってます。

市町村はですね、高知県と高知県の専門部会とか、そういったところで検討された実施指針に基づいて、基本的には市町村が、がん検診を行っているというふうに考えております。その中で、高知県の胃がん検診の実施指針につきましては、今現在では、このピロリ菌検査の項目と言いますか、そういったものが該当がございません。

ただ、動向によって、市町村、そういった広がりありますので、今後、県の示す指針に、また内容の変化があるかもございません。そういったところを踏まえて、佐川町としては、考えていきたいというふうに思っております。

6 番（松浦隆起君）

県の指針等も見てというお話でしたが、この議会でも何度か、同じような例でお話しをしましたが、この町の運営は佐川町の町長であり、また課長等の執行部の方に委ねられていることでありまして、例えば、これがほかの近隣の町村も、全てが、そういう状態じゃないと、県の指針に沿ってないとできないということで、してないのであれば、今の答弁でもいいですけども、行っている自治体が増えてきているわけですね。

近隣に、越知町もそうですし、日高村もそうですし、で、そういう人と、日高村と交流のある人からは「佐川町では、この検診は、ピロリ菌のその検診ないんですか」ということも、僕も聞かれたことがあります。で、できたら受けたいと。だけど、個人で、例えば、

病院で受けると高いわけですね。ですから、検診の中のこの胃がん検診の中に入れることで受けやすくなると。

日高村やまた越知町等で、行っている自治体があるということは、自治体の判断でできるということだと思います。今の課長の答弁をさらっと聞くと、何か、県のそれに沿わないと、なかなか難しいというような言い回しでしたけども、そうではない、というに思いますので、ぜひ、我が町のことは我が町でしっかりと進めていくという、そういう責任感で、ぜひ行っていただきたいと思います、聞くつもりはありませんでしたが、町長にちょっと見解をお聞きをしたいと思います。

町長（堀見和道君）

おはようございます。まず、最初に、補正予算の関係の資料の差しかえということになりまして、ほんとにおわびを申し上げます。しっかりと、資料も精査をして御提出をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

松浦議員の質問にお答えさせていただきます。課長からも話ありましたが、県の指針もあります。ですが、町として、どういう形で健康増進、介護予防、医療について向き合っていけばいいかということ、改めて、もう一度よく考えてみたいと思います。

ピロリ菌の胃がん検査、セット検診にというお話、もう一度、庁議の中でも議論をして、町としての方針を出していきたい。検討を進めていきたいと思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

この議会でもいくつか、今まで、さまざまな提案もさせていただいて、多くを実施をしていただいております。ただ、その中で、周りの状況がほとんど進んで、佐川町も、もうしなければならないという状況になってから、実施をされた項目も、少ないですけども、いくつかあります。

最初の段階からやっていたら、もっと早く効果が出たり、例えば、この今、ピロリ菌検査ももう少し状況が進んで、もう佐川町もやらなければならないという状況になってから、私は、やるのではなくて、周りの状況がどうであれ、これが本当にいいかどうかを判断をして、いいとなれば、県の指針がどうであれ、やるという、そういう姿勢をぜひ、持っていただきたいと思います。

この議会でもお話をしたことがあるかも知れませんが、近隣の

議員の方から、こういうことを言われたことがあります。「何年も前は、佐川町が、いろんな面で前を走っていた」と。「ああ、これはいい取り組みだなど、いい事業だなどと思ったら、たいてい佐川町は、もう既に取り組んでた」と。「だけども、今は、それが逆になってます」と。「越知町や日高村、その周りがやってて、後から佐川町がついて行く、今、そんな状況になってる」と。「昔とはちょっと違ったね」ということを近隣の議員さんからお聞きをしました。

ですから、それは、職員の方のモチベーションだけではなくて、もしかすると、その仕事量に対して、その担当課の人員が適正でないという面があるかも知れませんので、そのへんは、町長のほうもしっかり、できれば見ていただければと思いますので、町長から直接、再度、検討もしていただけるというお話でしたので、ぜひ、もう一度検討して、答えを出していただければと思いますので、お答えをお待ちをしておりますので、よろしくお願いをします。

それでは、2点目に移らせていただきます。

婚活支援による少子化対策の推進について、お伺いをいたします。

先月の9日の高知新聞に、「県内23市町村 半分以下に」というショッキングな見出しの記事が載っておりました。皆さんも見られた方がおられると思います。

これは、元総務大臣で増田寛也前岩手県知事を座長とする日本創成会議というところの分科会が発表した人口推計でありまして、2010年から2040年にかけて、若年女性人口が半分以下に減る市町村が、高知県下で23市町村になるというものであります。

また、この創成会議は、若年女性人口の減少率が50%以上で、あわせて総人口が1万人を切る市町村は、将来、消滅の可能性がより高いという指摘をしております。この記事の中で、本町の、2040年の総人口と若年女性人口が出ておりましたが、総人口は、9,282人、若年女性人口の減少率が49.7%でありました。

先ほどの定義に当てはめますと、本町も消滅の可能性が高い自治体に極めて近いと、0.3%の差ですので、ということになります。ただ、これはあくまで、そういった推計で、数字上で出したものですから、必ずしもこの結果になるとは言えないと思いますし、なってはいけませんけれども。しかし、こういった推計が出てくるほど、本町も含めて全国的に人口減少が進んでいると言えます。

6月5日の高知新聞でも、高知県の2013年の人口自然減が、24

年連続で過去最多を更新する 4,977 人になったとありました。今、この少子化問題は、まさに国の存亡、自治体の存亡をかけると言っても言い過ぎではないほど、大きな課題となっております。

本県の尾崎知事も、「少子化は国家的な危機を招きかねない待ったなしの政策課題であり、少子化対策を国策の中心に据えるべきだ」というふうに言っておられるように、この少子化対策は、町政運営の中心にも据えるべき大変重要なものと言えます。

そこでまず、本題に入る前に、本町においてこの少子化対策というのは、改めて、こういった位置づけで捉えられておられるのか、まず、お聞かせをいただければと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。少子化対策につきましては、まず、町として等の議論もありますけども、健康福祉課として、今まで、少し取り組んでおりました事業がありますので、その点を少し、今の状況を御説明をさせていただきたいと思います。

婚活支援につきましては、健康福祉課がですね、事務局となって県の補助事業を活用して、ここ何年か、イベントを開催をしておりました。ただ、応募者が少ない状況が続いておりまして、平成 24 年度については募集をいたしましたけれども、参加者がほとんどなく取りやめと。それから 25 年度以降は、実施をできておりません。今現在、健康福祉課における取り組みといたしましては、県の婚活イベント等の情報が集約されております「こうち出会いのきっかけ応援サイト」こういったものの御紹介をさせていただいております。以上でございます。

6 番（松浦隆起君）

ちょっとお聞きしたこととは、多分これは、課長は、町長が答弁していただけるものと思っていたんじゃないかと思いますが。もう聞きませんけども。

この少子化対策、これはもう本町においては、当然、最優先課題、最重要課題であると思いますし、これは、私は何回も、いろんな人の前でも言いますけども、20 年後、30 年後、その先の、見据えた高齢福祉対策でもあるというふうに私は思ってます。その意味で、非常に重要なものだ。国も、そういった観点で、昨年から、この育児支援に、今まで集中をしていた対策というものを見直して、晩産化への対策を意識をして、結婚や妊娠、そして出産を控えた世代へ

の支援へと方向転換をしております。

今、日本は、ライフスタイルや意識の変化などを背景に、私たちの周りも含めて、結婚年齢が高くなる晩婚化が進行しております。あわせて、母親の平均出生時年齢も、第1子、第2子、第3子ともに上昇傾向にあります。また、諸外国と比較して、日本は、婚外子の割合が極めて低く、晩婚化に伴って晩産化も進行しております。そういった中で、少子高齢化が急速に進展する中、未婚率の上昇が少子化の背景にあると、かねてより指摘をされてまいりました。

2013年版の厚生労働白書では、結婚、出産、子育てに関する意識調査に基づいて、若者の未婚に関する特集を掲載をしました。白書では、未婚者のうち、いずれ結婚しようと考えている人が9割近くに上ったことから、若者の結婚願望は決して低いわけではない、と分析をしております。

一方で、異性の友人も交際相手もいないと答えた人が、未婚男性の約6割、未婚女性の約5割に上ったことを踏まえて、結婚相手の候補となりうる交際相手がいる若者は限定的、という指摘をしております。また、本人の努力や気持ちの変化にのみ期待するばかりではなく、周囲のさまざまな支援によって結婚に至るケースもあると言及をしております。あわせて、自治体版婚活支援の取り組みについても取り上げております。

るる、お話をしてきましたように、少子化対策は、喫緊の課題であるとともに、そのアプローチも、今までとは違った角度からのものも含めて、ありとあらゆる施策が必要であります。

以前、この議会でも申し上げましたが、少子化対策の目的は、単純明快に一言で言えば、要は子供を増やす、いうことであります。そういった観点から、不妊治療への助成事業も提案をさせていただきました。そして、本年度よりスタートをしていただいております。結婚、妊娠、出産、そして育児の切れ目ない支援が必要とされている今の現状の中で、この婚活支援を、少子化対策の効果的な取り組みの1つと位置づけて、本町の実情に応じた支援策を検討、推進することは、非常に大事ではないかと思っております。

内閣府は、平成26年度予算概算要求に、地域・少子化危機突破支援プログラム推進事業の経費として、約2億円を計上し、地域の実情に応じた少子化対策を進めるため、自治体が主体となって立案するプランを全国から公募し、その中からモデル的な取り組みを選定

し、内閣府が主体となって実施する予定というふうに聞いております。その中の事業例の1つとして、結婚、妊娠、出産の支援というものが入っております。

今、全国の自治体の中でも、この婚活支援として、出会い事業、それから見合い事業、そういったものに取り組んでいるところが増えてきております。例えば、宮崎県の西米良村では、結婚報奨金交付事業というものを、平成元年から取り組んでおりまして、結婚をした夫婦に対して一組20万円、そして媒酌人に一組10万円というものを交付をしております。平成元年から22年の間に92組の夫婦が、この交付制度を利用をしたそうであります。また、この村では、若者定住住宅という町営住宅を構えておりまして、そこに、町外、町内かかわらず若者に住んでいただいて、その中で出会いがあって、結婚した方も何組か誕生をしているようであります。

大事な視点は、こういった婚活支援に取り組んでいる自治体、少子化対策としてしっかりと予算取りをして、1つの柱として計画的に取り組んでいるというところであります。

今、課長から、この婚活支援までの取り組み、24年度で止まって25年度はされてないということでありましたが、今一度検討していただいて、いろんな角度から、出会いだけではなくて、いろんな面も、先ほど挙げた例のように考えられると思いますので、これは、応募者が少ないということだけで終わるのではなくて、ぜひ、いろんな角度で取り組んでいただきたいと思います。

婚活支援というのは、いろんな支援策がさまざま考えられると思います。町内の独身の男性、女性のお見合い事業というのものもあるでしょうし、また町内の男性、町外の女性、その逆も含めて、そういう出会いの場を企画するなど、いろいろあるというふうに思います。これは、観光行政とも絡めて検討していただければと思いますが、例えば、今、整備を進めている上町、そういったものを活用した、いわゆる街コンと言われているものですね、また地酒を柱とした酒の文化を活用して、佐川町を回っていただきながら行う、そういった街コン、そういったものも考えられると思います。ありとあらゆることを、ぜひ、テーブルにのせていただいて検討していただいて、やってみるということをやっていただければと思います。この少子化対策の重要な施策の柱として、もう一度この婚活支援というものを取り組んでいただきたいと思います。この点について、町長と

課長のお考えをお伺いをいたします。

町長（堀見和道君）

松浦議員の御質問にお答えさせていただきます。少子化対策、国も、県も、町も、今後のこの国、町のことを考えたときに、とても大切な施策だなあ、重要な事業だなあと、視点だなあというふうには思ってます。

1つのことで、なかなか答えを出せるという単純なものではなくてですね、ライフスタイルの変化とかお互いの男女のコミュニケーションの取り方の形態が変わってきたとか、女性が、どんどんどんどん社会に進出して、女性が一人でも生活できる、そういう環境が整ってきたと、いろいろな要素が考えられて、少子化という流れになってます。この大きな流れをやっぱり急に止めるのは、なかなか難しい。これは、もう私が言わなくても、それは皆さん、国中の人がわかっていることではないかなあと。歴史は繰り返される中で、ローマの国も、大都市、都市部に人が、人口が集まって行って、だんだん国が衰退をしていったという話もあります。

その中で、具体的に何を手を打っていけばいいかということ、これは大変難しい問題です。いろいろ考えてはいます。例えば、出生率を上げるために、3人目の子供さんを産んで育てたい、そうしてもらえる、それが実現するためにはどういう対策をしたらいいのか。結婚の数を増やすためには、その婚活対策、どうしたらいいか、それも考えてます。

婚活も、健康福祉課と社会福祉協議会が取り組んでやった事例もあります。佐川町内でも、民間の事業体が昨年度も実施したものもあります。それらをトータルで見て、行政がどうかかわり方をするのが一番いいのかということを考えないといけない。

例えば、民間事業者にやっていただきたい、その中で、行政としてどういうふうなフォローをする、行政がフォローをする形での婚活のやり方もあるかなあと。どこまで行政が主体的にやって、ほんとは民間事業、事業者のほうでやったほうがいいんじゃないかなあ、そういうものもあります。だから、そのあたりの見きわめを、しっかりしていきたい。

ただ、少子化対策は、大切な1つの施策であるという思いには異論はございませんので、町としては、長い目で、長い目でこの問題には、対策をしっかり講じていきたいというのが、私の考えであり

ます。以上です。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。松浦議員のおっしゃられる中で、やはり、今の結婚といいますか、そういった観念といいますかね、考え方、やはり、若い世代といいますか、そういった部分ではやはり、考え方が違ってきているというふうには思ってます。いわゆる出会いの場が少ないというのは、そのとおりであると思いますし、日本の少子化、晩婚化というものについては、やはりそこに一因があるのではないかというふうに、私も考えております。

その中で、健康福祉課として今まで取り組んでおりましたイベント等、婚活支援、こういったものについて、再度、再考させていただきまして、どういった取り組みができるのか、また、先ほども町長が申しましたとおりに民間の事業者等とどういった連携がとれるのか、そういったところを考えていきたいと。

その中で、やはり少子化対策としては、健康福祉課だけが考える問題ではないと思いますので、役場の中で、しっかり体制を組んで、それからいろんなところと連携をしながら、行っていく必要があると考えておりますので、そこを健康福祉課としても重視をして、中で話をしたいと思っております。

6 番（松浦隆起君）

今の、町長からありましたように、これは、少子化対策というのは、1つ、例えばこれをやったら増えるとかいうことが、確実に答えがあるわけではありませんので、いろんな角度から、いろんな形のことを手を打ちながら、たとえ一組でも多く誕生させる、一人でも多く子供を誕生させるということが、非常に大事な部分だと思います。

今、るる話がありましたように、本来は、例えば、この結婚というのは、個人の感情の問題ですから、周りがお膳立てをして、できるかということ、なかなかそうじゃない部分もあるかもわかりませんが、今は、なかなか、個人でそういう形でできるその世代的に少なくなっているということもあるようでありますので、ぜひ、取り組んでいただければと思います。

今、課長からもありましたように、いろんなことと絡めて、先ほど、観光行政という話もしましたが、要は、例えば、佐川町に住む男性のところに、町外から女性の方にお嫁さんに来ていただけ

れば、それで人口も増えるわけですし、それでまた、子供が誕生すればまた増えるということになりますから、そういった観点で、どうしても行政ですから、ちょっとまじめに考えすぎるところはあると思うんですけども、いろんな面で、どうやったら人を、来てもらえるか、例えば、女性の方に佐川町に興味持ってもらって、そういった街コンに来てもらえるか、そういった今までの凝り固まった少子化対策という1本だけではなくて、課長が今言われたように、課横断的に、ぜひ検討をしていただいて、これは、1つの課の課題ではなくて、町の課題という観点で、ぜひ取り組んでいただければと思います。町長からもお約束いただきましたので、ぜひ、柔軟な発想も入れていただいて検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、3点目の最後の質問に移ります。

データヘルスの推進について伺いをいたします。

厚生労働省の発表によりますと、2012年度に、全国の医療機関に支払われた医療費が過去最高の38.4兆円になったとあります。そして、団塊の世代が75歳を迎える2025年度には、約54兆円に達する見込みで、医療水準を維持するとともに、財政の改善が課題となっております。

そういった中で、昨年6月に閣議決定をされました日本再興戦略において、国民の健康寿命の延伸というテーマの中で、予防・健康管理の推進に関する新たな仕組みづくりとして、データヘルス計画というものの策定が盛り込まれました。

まずは、全ての健康保険組合が、このデータヘルス計画を策定をし、27年度から実施することを目標に、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針というものが改正をされております。それとともに、市町村国保が同様の取り組みを行うことを推進しております。

このデータヘルス、余り聞き慣れない言葉ですけども、このデータヘルスとは、医療保険者によるデータ分析に基づく保健事業のことでありまして、いわゆるレセプト、診療報酬の明細ですね、健康診断情報、そういったものを活用して意識づけ、保健事業、受診勧奨、そういったものを、保健事業を効果的に実施していくために作成するのが、このデータヘルス計画であります。

厚生労働省は、本年度予算の概算要求において、健保組合等にお

ける、このデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げを支援し、また、市町村国保等がこの同様の取り組みを行うことを推進するための予算として、97 億円を計上をしております。

平成 25 年度の当初予算が、この同じ事業が 2.9 億円でありますので、この取り組みへの力の入れ具合というのが、非常に伝わってまいります。

その意味でも、このデータヘルスは今後の重点分野の 1 つであると言えると思います。自治体においても、積極的にこのデータヘルスを導入することによって、医療費の適正化に効果を発揮すれば、国保財政にとっても、大変メリットになると思います。そこでまず、お聞きをいたしますが、本町においても、現在、国保連合会を通じて、このデータヘルスの一環に当たりますこのジェネリック医薬品の促進通知を出しておられます。

本年度もこの委託料として 132 万円が計上されております。具体的に、医療費の削減と効果がどれぐらい出ておられるのか、具体的にお示しできれば、お答えをいただきたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

おはようございます。それでは、松浦議員から御質問のありましたジェネリック医薬品の通知についての効果について、御説明させていただきます。

当町におきましても、2010 年の 8 月から通知を行っておりまして、高知県国保団体連合会のほうに委託して通知を行っております。この国保連合会からのデータで見ますと、2010 年 8 月から 2013 年 12 月までの間に通知した総数が、2,093 人の方に 6,824 枚の通知書を送付させていただいております。

その結果、後発医薬品に 1,581 人の方が切りかえを行っていただきまして、その切りかえ者数の割合といたしましては、約 75.5% というふうになっております。

そして、削減の効果額といたしましては、これは累計の額ということになりますけれど、ジェネリック医薬品のほうに切りかえを行わなかったとして計算した場合に、約 2,880 万円ほど削減されたというような見込みの額になっております。この削減効果額の累計といいますのは、費用全体の額ということになっておりますので、保険者の負担分としては、約 70% 程度というふうに見込まれております。以上です。

6 番（松浦隆起君）

ありがとうございます。累計で 2,880 万円、約、その金額が削減されてるということでございますが、このデータヘルスの基本的な考え方といいますのは、このレセプト・健診情報、このデータ分析に基づく保健事業のいわゆる P D C A サイクルに沿った効果的また効率的な実施というものが柱になっております。

健康課題の分析、保健事業の企画、このプランですね、そのプランを立てて保健事業を実施をする D o ですね、その保健事業の検証、チェックを行って、それをもとに保健事業の修正を行うと。ですから、本町で行っている、先ほど課長に答弁いただきましたこのジェネリック医薬品の促進通知の保健事業、今、チェックをしていただいた数字が、出していただきましたので、ぜひこれを今後も生かしていただきたいというふうに思います。

このデータヘルスを活用している先進的な事例で広島の呉市というところが、このレセプトの活用によって、医療費適正化に成功している呉方式ということで注目を集め、多くの自治体が視察にも訪れているようであります。

厚生労働省の各種調査結果「ジェネリック医薬品使用促進の先進事例に関する調査報告書」というものに、この呉市の実施に至るまでの経緯などが詳細に公表されておりました。

この呉市は、65 歳以上人口比率が約 31% に上り、同規模人口の都市では高齢化率が全国第 1 位。当然、医療費も膨れ上がり、2008 年には、一人当たりの年間医療費が約 60 万円と、全国平均より 4 割も高いという状況でありました。危機感を募らせた同市は、医療費適正化へ本格的に乗り出し、まず着手をしたのが国保加入者のレセプトのデータベース化であります。

このレセプトの電子化は、スキャナで画像を読み取るだけではレセプトの中にある多くの情報を利用できませんが、文字を読み取りデータベース化することによって、さまざまな分析や取り組みを可能としております。

現在、この呉市で実施しているジェネリック医薬品促進通知サービス、今、本町でも行っているところでありますが、このレセプトデータをデータベース化することによって、ジェネリック医薬品との照合が可能となっております。その上で、医療費削減に効果があるとされる患者を対象に、継続服用している先発医薬品を、いわゆ

る安価なジェネリック医薬品に切りかえた場合の負担減額を通知をしております。

先ほど、本町は 75.5%が切りかえたということですが、この呉市も約 7 割が、このジェネリック医薬品に切りかえておりまして、ここの 3 月までに薬剤費の削減の累計額は、約 5 億円超になっているということでもあります。

この呉市のレセプトの活用は、今言いましたジェネリック医薬品の利用促進だけではなくて、保健師や看護師による訪問指導なども行っておりまして、医療機関での過度の受診を抑制することにも、効果を発揮をしております。

訪問指導の対象は、月 15 回以上受診をしている。そして同じ病気で、月に 3 つ以上医療機関で受診をしている。併用禁止の薬を服用している可能性がある、そういったことに該当する市民の方でありまして、併用禁止となっている薬のチェックも行いながら、患者の安全を守るように努めておられるということでもあります。

この訪問指導の成果は、顕著にあらわれておりまして、2011 年度で見ますと、重複受診者の場合、一人当たりの診療費削減額は、最大で 61 万円。月 15 回以上の通院患者全体では、年間 2,294 万円の診療費を削減をできたようでもあります。

本町においても、今後の保健事業の課題の対策として、このレセプト、それから健康情報等を活用したデータヘルスを積極的に推進をしていく必要があると思います。

先ほどの呉市は、この訪問の中で、特に糖尿病の患者の方、この方への対策も非常に効果がでているということですので、今、行っているジェネリック医薬品の利用促進と含めて、さまざまな活用をしていただきたいと思います。この点について、再度、お考えをお伺いをいたします。

町民課長（麻田正志君）

お答えいたします。訪問指導につきましては、現在のところ、国保を担当する町民課につきましては、保健師、看護師が在籍していないため、町民課単独での取り組みというのは難しいものがございます。

しかし、今、松浦議員おっしゃられましたように、先行する事例におきまして、そういう効果が出ておるということでもありますので、今後におきましては、関係する各課等の連携、どのような連携が取

れるかを、研究、検討いたしまして、対応するようにいたしたいと。

それと、レセプト情報等につきましては、現在、国保中央会が開発いたしました国保データベースというのが導入するようになっておりまして、現在のところ、まだ、そちらのほうの本稼働ということにはなっておりませんが、そちらのほうの本稼働するようなことになりましたら、レセプトデータ、あと特定健康診査のデータ等进行分析いたしまして、先ほど申しましたように、訪問指導にかかわれる関係各課との連携を検討して取り組んでいきたいというふうに思っております。以上です。

町長（堀見和道君）

町としての考えをお伝えさせていただきます。松浦議員の答弁、ほんとにデータヘルスの取り組みっていうものは、すごくいいものだというふうに考えております。先ほどの婚活の行政としての対応も含めて、国から基礎自治体に対して、現場で、こういうこともやってくれ、ああいうこともやってくれ、いろいろ要望がたくさん来ております。

これまで、佐川町は、行政改革の一環として、できるだけ少ない人数で、この町の切り盛りをしていこうと。少数精鋭化して町行政、町行政に取り組んでいこうという方針でやってこられました。行政サービスが多岐にわたる中で、なかなか今の人数では対応しきるのはほんとに難しいという段階まできております。

そういう中で、平成 27 年度の新規採用につきましては、各課に、今の業務内容、まさに取り組まなきゃいけないこと、行政サービスを見きわめて、その中で、やめたほうがいい、この事業は、今の課の取り組みとしてはやめたほうがいいというものは、やめざるを得ないかもしれませんが、やはり、今の仕事量、行政サービスの量と各課の陣容が、ほんとに適正なのかどうなのか、もう 1 度見きわめた上で庁議に上げてもらいたいと。それをもって 27 年度の採用計画を立てたい。

そういうに、町としては組織全体の見直しも少しずつ進めていっております。組織のことですから、急に、なかなか答えは出ませんが、時間をかけながら、しっかりと、今の行政サービス、求められる行政サービスに見合った行政組織に変えていきたい、そのように考えておりますので、ぜひ、御理解をいただければと思います。以上です。

6 番（松浦隆起君）

今、呉市の例も出しましたが、それぞれ自治体は、人口規模も状況も違いますから、同じようには当然できませんので、本町の実情に合った形で最大限、この訪問指導等も可能であれば、していただければと思います。

町長からは、町の姿勢ということでもお話をいただきました。きょうは3つのうち2つは健康福祉課の質問でありましたが、先ほどチラッと私も話をしましたが、やはり、少し仕事量と人員が適正なのかどうか、それが本当の人員の適正化の考え方だと、仕事量、無駄な仕事量ではだめですけども、やるべき仕事量に対して人員がどうなのかと。

例えば、健康福祉課は、もう少し人員を増やすなどして、例えば課を2つに、子育て支援、少子化の分野と高齢福祉の対策の分野というふうに再編をしてはどうかというのを個人的にはそういう考えを持っておりますので、町長も、若干、今後の進め方として、今、披露もしていただきましたので、ぜひ、本町の実情と相談しながらの事業の進め方になると思いますけども。

大事な点は、佐川町の町民の方が住みよく、また安心して暮らせる町を、もう、どうつくっていくかということでございますので、きょう、質問しました3点に対しましては、ぜひ、もう一度真剣に検討をいただいて、お答えをいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで、本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で6番、松浦隆起君の一般質問を終わります。

ここで、10分休憩します。

休憩　　午前9時55分

再開　　午前10時7分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

2番、坂本玲子君の発言を許します。

2 番（坂本玲子君）

2 番議員の坂本です。質問の前に、一言お礼を申し上げます。小さなことで恐縮ですが、議員になりまして半年、議会の際に男女共用のトイレに不便さを感じていました。議長にお願いしましたところ、すぐ、町と交渉していただきまして、町も迅速な対応をしてくださり、今議会よりトイレが男女別になりました。

男性には普通であることも、女性の目からするとおかしいことがいろいろあります。やっぱり声を出すことが必要なんだなあと感じました。傍聴にも女性の方が増えました。その皆さんも喜んでくださっていると思います。

男女共同参画が叫ばれている昨今ですが、こんな小さなところからの改善がその 1 歩になるのではないかと感じたところです。本当にありがとうございました。

さて、質問に移らせていただきます。今年度から、佐川町の学校で学期ごと 1 回の土曜日の授業がされることになったと聞いています。学校週 5 日制は、子供たちの生活全体を見直し、ゆとりのある生活の中で、子供たちが個性を生かしながら豊かな自己表現を図ることができるよう、平成 4 年 9 月から月 1 回、平成 7 年 4 月からは月 2 回という形で、段階的に実施してきました。

平成 8 年の中央教育審議会答申においても、子供たちにゆとりを確保する中で、学校、家庭、地域社会が相互に連携しつつ、子供たちに生活体験、社会体験や自然体験などさまざまな活動を経験させ、みずから学び、みずから考える力や豊かな人間性などの生きる力を育むため、完全週 5 日制の実施が提言されました。この提言を受けて、平成 14 年度から完全学校週 5 日制を実施しています。

ところが、土曜日の授業が行われると聞きましてびっくりしました。その目的、趣旨はどうなっているのでしょうか。また、どういう手続きを経て実施に至ったか、お聞かせいただきたいと思います。

教育長（川井正一君）

坂本議員さんの、土曜授業実施に関する質問につきまして、実施に至りました背景を含めてお答えを申し上げます。

御質問にありましてとおり、学校週 5 日制が完全実施されました平成 14 年度から授業日数の減少に対応しまして、年間の標準授業時数が、小中学校ともに 70 時間程度減少しました。しかし、平成 20 年に学習指導要領が改訂され、移行期間を置いて、小学校では平

成 23 年度から年間の標準授業時数が 1 年生で 68 時間、2 年生で 70 時間、3 年生から 6 年生で 35 時間、それぞれ増となりました。

中学校でも、平成 24 年度から、各学年 35 時間増となりました。学校週 5 日制のまま授業時数が増えたため、各校においては、行事を減らすなどして授業時数の確保に努めていましたが、台風などの自然災害による休校や、インフルエンザによる学級閉鎖のため、授業時数の確保に苦慮している現状がございました。

このため、昨年 11 月の校長会において、例えば、香美市では夏休みの期間を短縮していること、また奈半利町では、月 1 回土曜授業を実施していることを伝え、授業時数確保の観点から、必要であれば、各校で教職員の意見を聞き、検討するように指示をいたしました。

なお、保護者の意見につきましては、文部科学省が、土曜授業の実施に関するアンケート調査を全国の小中学校 844 校の保護者を対象として、平成 25 年度に実施しており、それによりますと、保護者が望む子供たちの土曜日の過ごし方につきましては、学校で授業を受けると回答した割合が高くなっていましたので、それを参考にさせていただきました。

その後、各校の意見をもとに校長会で検討を重ねた結果、夏の暑い時期の授業では、小学校低学年の児童には集中力や健康面で心配される面があるので、土曜授業を学期に 1 回、試行的に実施してはどうかという結論に至りました。教育委員会には、その検討状況を逐次報告し、最終的には学期に 1 回、土曜授業実施を承認したものでございます。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

教育長さんのお話では、土曜日の授業時数の確保のためということですが、いろいろ理由をつけても、学力問題そして時間確保のための脱ゆとり教育ということではあると思います。実際は、最初、文科省が目指したゆとり教育が失敗に終わりつつあるのかなあと感じます。

しかし、学校週休 2 日制導入のとき、佐川町でも、子供たちや親の実態を考慮したとき、まだその時期ではないのではないのか、との保護者の声がありました。しかし、それを何の批判もせず、国の方針のとおり実施したのです。法律ができると、それに従わないといけないのはわかります。しかし、教育委員会の仕事は、国の言うと

おりのことをみんなに従わせるのではなく、保護者や子供、地域の実態や意見を国や県に伝え、よりいい施策をつくっていくことこそが大切な役目です。

子供の幸せのために、子供の未来のために何が必要なのか、教職員を初め、保護者や地域の方々とも、じっくりと検討していただくことこそが大事なのではないかと思います。

お互いに討議する中で、よりよい方向になっていくのではないかと思いますので、ぜひ、新しい事業を始めるに当たっては、国の調査だけではなく、少なくとも地域で、PTAや教職員の意見を聞き決定をしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。国、県から、教育行政につきましては、さまざまな制度がおりてまいります。現実問題としまして。その制度は、全国統一的にやるべきものもございますし、また一方、地方の独自性、そういったものも考慮しながら対応できる部分もございます。

それで、学校週5日制が、そもそもスタートしたときは、1つには労働政策上の観点もあったということは当然あるかと思います。昭和50年当時から、日本人の働き過ぎということが国際的にかなり批判をされてた、そういった中で、公務員が率先して週休2日制を導入せよというようなことで、国家公務員、そして地方公務員と、順次、完全実施されて、最終的には学校が一番遅れて、公務員全体の中では平成14年度から実施ということに至りました。

そういった労働政策上の観点と、もう1つは、やはり今まで、ともすれば、学校に全て子供を任せすぎてきていると、そういう批判がございました。やはり学校だけではなく、子供たちを育むのは学校だけではなく、家庭であり地域であると。土曜日を、子供たちを家庭に返して、そういった観点から地域全体で子供を育てていただきたい。そういう趣旨が中教審の基本的考え方であったと思いますが、そういった考え方がある中で、一定授業時数が減ってきた。

しかし一方、また、近年授業時数が増えてきて、学校現場が特に授業時数の確保に非常に苦労しておる。そういう実態がありましたので、今回は、現場の意見をまとめていただいて、こういう取り組みに至ったということでございます。

この完全週休5日制から、今回は学期に1回ということをやった

わけですが、県あるいは文科省におきましては、研究指定校を、県においては4校程度、中学校区単位で構えまして、月1回の土曜授業の実施をやる、ということです。また、国段階では、全国でかなりの数の研究指定校を設けて基本的に月1回程度の土曜授業をやってみようという動きがございます。

そういった大きな流れの中にはあるんですが、基本的には、あくまでも授業時数を何とか確保したい、それが根底にございまして、今回の学期に1回の試行に至ったということでございます。

今後いろんな制度を含めて、学校現場の声、あるいは保護者の声もお聞きしながら、さまざまな取り組みは進めていきたいという基本には変わりございませんので、よろしくお願いいたします。

2 番（坂本玲子君）

次に、放課後児童クラブ、放課後児童教室についてお伺いします。

放課後児童クラブは厚労省の管轄で、共働きや留守家族に対し、おおむね小学3年生までを対象とした事業で、費用の約半分が利用者の負担になっています。佐川町では、1カ月5,500円、8月は1万500円かかります。また、放課後児童教室は文科省の管轄で、子供の居場所づくりのための施策で、6年生までを対象とし、費用はかかりません。

厚労省と文科省の違いはあっても、保護者にとっては、子供を見てくれるという点では同じで、そこに費用負担の違いがあるのは納得ができないと思います。

国では、両施策を一体化した放課後子どもプランを作成しています。ところが、中身のほうは少しも一体化されていないのが現状です。共働き家庭では、3年生までではなく、それ以後も見てもらいたい御家庭もありますし、費用がかかるため預けることができない御家庭もあります。共働きの御家庭の方が安心して働くために、放課後児童クラブは必要だと思います。

しかし、この自然豊かな土地で、保護者、親や祖父母や兄弟等々が家にいる場合まで、放課後も学校で過ごす意義があるのでしょうか。子供たちの成長の中で、歩いて帰ることの意義、自分で工夫し遊ぶ知恵、それを育てるためには何が必要か、考える時期にきています。

私たちが小さいころ、友達と一緒に歩いて帰りました。その道すがら遊んだり、一緒に宿題をしたり、道ばたのイチゴや草を食べたりいろんなことをして、それが思い出になっていますし、そこから

たくさんの方のことを学びました。また、地域の方々も、私たちが帰るのを温かく見守ってくれていたと思います。

子供のころの実体験は、そのまま生きる力になります。今の子供は、いつ自然と触れ合い、地域と交わるのでしょうか。家に帰って家の仕事を手伝う子供がどれくらいいるのでしょうか。子供がみずから工夫し、仕事をしたり遊んだりする時間はどこで保障されているのでしょうか。真の学力、生きる力をつけるために、今、教育現場で何をしたらいいのか、何をしたらいけないのか、しっかり検証していく必要があると思います。こういった検証がなされているのか、お聞きします。

また、佐川町の小学校では、クラブと教室のどちらかしかなく、選択ができません。保護者の必要に応じた施策、必要でない人にはそれなりに、というふうなことができるよう、また、費用とか対象年齢、時間、解放日で、地域間格差のない統一的な放課後プランを佐川版として実施できるよう、研究工夫をしていただきたいと思います。

県や国にまたそのことを本当の一体的な放課後子どもプランを提案し、今の施策の不十分なところを埋めるような形にしていきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。さまざまな教育課題がございます。そういった中で、どのような検証がなされたか、という御質問がございました。端的に、さまざまな教育課題の中で数字であらわれるもので言えば、もう学力というものが数字で1つはあらわれます。そしてもう1つは、生徒指導上の諸課題と言われるいじめであったり不登校、あるいは学校における暴力行為、そういったものも数字であらわれます。

こういったデータにつきましては、高知県は、残念ながら学力については、小学校は非常によく頑張らして、昨年度のデータで見ますと、全国上位、ものによったら10位ぐらいまで上がってきて、従来の40位台からかなりステップアップしておると。ただ、中学校については、学力が依然として全国40位台で低迷しておる。こういったこともございます。そしてまた、不登校、いじめ、そして暴力行為といった生徒指導上の諸課題につきましても残念ながら、全国ワーストの中に入っておるという実態がございます。

こういったことを踏まえて、今現在、学校においては学校改善プランというものを昨年度まで、知、徳、体、3つの分野でそれぞれ我が校の知、徳、体の現状をまず分析し、それに対応してどういった取り組みをするのかを、校長以下教職員が一緒になって1年間の計画をまとめて、児童・生徒の心に寄り添った取り組みをしていくというのを基本に、昨年度までやっておりました。

それを、今年度からは学校経営計画というものを策定するように変わりました。この学校経営計画と申しますのは、今後3年間を見据えて、どういった我が校を学校にしていくのか、その姿を明らかにし、それを踏まえて、まず当該年度はどういった取り組みをしていくのか、それを知、徳、体のそれぞれの分野で明らかにして取り組みを進める、こういったことを通じて子供たちの健やかな育ちにつなげていくと。学力もそうですし、豊かな心を育む部分もそうです。そして健康な体と体力、いわゆる知、徳、体、これをしっかりと育んでいく、そういう取り組みを現在進めている状況でございます。

次に、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な取り組みということでございます。先ほど、議員さんおっしゃられましたとおり、それぞれ所管省庁が違うがために、その目的自体も違います。放課後児童クラブというのは、あくまでも保護者が子供をよう面倒見ない。そういった家庭に対する家庭支援の側面が非常に強うございます。

一方、放課後子ども教室というのは、ある一面、子供たちの放課後の学校以外の教育活動的な部分がございます。これが導入された背景には、いわゆる社会的に青少年の健全育成を阻害するようなさまざまな問題が発生して、子供たちが、問題行動も深刻化しますし、かたや地域の教育力の低下等の課題があると、そういった中で子供たちを、学校で居場所をつくって、就労しているいないにかかわらず子供たちが学校で過ごす時間を確保して、そういうことを通じて青少年の健全育成につなげていくんだという大きな制度上の違いがあるがために、それぞれ、先ほど御質問にありましたように、対象児童も違いますし、また負担金の問題も違っておる、というのが現状でございます。

まずそういった中で、これを一体的にどうやっていくかということでございますが、例えば、放課後児童クラブは御案内のとおり佐

川小学校でやっております。放課後児童クラブというのは、基本的には土曜日もあるようになっておりますので、学校内でやりますと、学校は土曜日教員は出てまいりません。ですので、物理的に学校の施設を使っている場合は、放課後児童クラブは運営できない、ということになります。

一方、放課後子ども教室は、学校の空き教室、そういったものを活用して、学校の協力のもとにやっておる。そういった中で、放課後子ども教室をやっておる現在の斗賀野小学校、尾川小学校、黒岩小学校で、放課後児童クラブをやろうとすれば、学校外に子供たちを受け入れる施設を準備する必要があります。

そういった物理的ハード面において、現在は、それぞれ学校の実態に応じて、放課後児童クラブと放課後子ども教室という運営の仕方になっておるとというのが現状でございます。今後これを一体的に解決するためには、まずは、ハード部分の問題を解決すると同時に、その支援に当たっていただきます指導員さんの確保、この2つが今後の課題になるんじゃないかと思っております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

教育長の言われることはよくわかりますが、現実的に、佐川小学校ではお困りになる御家庭がいます。けど、斗賀野にも尾川にも黒岩にも困る御家庭があるわけですね。けれども、管轄が違うために、それが十分保障されていないという現実もありますし、例えば、その利用料についても、同じように見ていただいて、片やは払う、片やは払わないと、そういう現実はあるわけですね。

ハード面でっていうお話でしたが、もちろん学校の鍵、責任を持っているのは学校長さんですので、学校長さんが鍵を管理して、その指導員さんはそれをあけることができないっていうのであれば、それを改善することは可能だと思いますし、いろんな工夫はできると思うんです。その工夫が、学校を使うから、学校が休みだからできないというのは、ある意味、理由にならないんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

教育長（川井正一君）

お答え申し上げます。例えば、佐川小学校は現在、ナウマンクラブという形で、校庭の一角に放課後児童クラブの施設がございます。そこを利用しておりますので、月2回、土曜日もあることが可能で

す。

もし、放課後、例えば子ども教室的に、学校を利用するとなれば、教員がいない土曜日に、鍵を預けて、指導員の方に預けてということになるかと思いますが、そうなりますと、学校長としても、やはり学校内にはさまざまな子供が置いていったものもございまして、職員室等にもさまざまなものが、学校の運営上大事な備品から書類からさまざまなものがございまして。そういった管理上の問題があって、土曜日、誰もいないところを、いくら校長が鍵を渡して責任ある対応をしてくれと、する指導員がおったとしても、それは現実的には、私は鍵をお渡ししてということは難しいんじゃないかと思っております。

それは、現実的な対応を考えた場合には、校長としても責任ある対応が、逆に校長の責任が、もし何かあったときには問われる、そういう恐れもありますので、やはり施設面の問題をまず解決するのが、私は先決ではないかというふうに思っております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

では、お伺いしますが、例えば、夜間に体育館を貸しているというようなことはありますか、ありませんか。

教育長（川井正一君）

体育館は、住民解放ということで解放いたしております。が、教室のほうは入らないように鍵は別になってやっております。

2 番（坂本玲子君）

先ほどが、教育長の言っていることの矛盾が出てきたと思うんですが。体育館は鍵を貸していると。教室は入らないように鍵を閉めていると。そういうふうな分割的な対処ができるなら、例えばこの部屋の鍵を預けるということは可能ではないですか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。学校によって、体育館の位置がまちまちでございまして。校舎から離れておる体育館ですと、そこは体育館の鍵だけお貸しして可能ですが、一体的になっておりますと、そこらへんはまた別の対応になります。ですので、町内の全ての学校を見ますと、基本的には体育館は離れておる場所にあるので、斗賀野小学校にしても、黒岩小学校、尾川小中学校にしても、夜間、体育館の鍵をお貸ししておるということで、現実的な対応がなされておるというふうに思っております。特に、矛盾がしてるというには感じて

おりません。

2 番（坂本玲子君）

今の現状がそうだからできないじゃなくて、どうやったらできるかということを考えていただきたいと。例えば、町民館なんかですと、1つの部屋を借りるときに、ほかの部屋には鍵がついていて、事務所にも鍵がついていて入れなくなっています。だから、今まででは多分そうだったんだろうと思いますが、いろんな工夫はできると思うんです。だから、できないということじゃなくて、どうやったらできるのか、それを考えて、よりいい施策をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょう。

教育長（川井正一君）

先ほどから申し上げていますとおり、施設面の課題を克服すれば、ということで、それを前提に申し上げております。例えば、今、尾川では集落活動センターの活動もスタートしました。そういった地域の方々の力をお借りして、学校以外の場所でそういった、放課後に子供を見守り育む、そういう取り組みは可能であるというふうに思っておりますので、学校に限定せず、そういった施設をどういった方面で有効活用するか、そういった点は考えていきたいと思っております。

2 番（坂本玲子君）

ほんとに、今、佐川町で現実にやっていることに大きな矛盾があるっていうのは、現実なんです。だから、子供たちの幸せのために何が必要かを考えてできるような、長期的な意味でも短期的な意味でもできる施策を、ぜひ教育長以下職員の方と一緒に考えてやっていただきたいと思います。

そのそういう一体的な放課後子どもプランというのはすぐにはできないと思いますが、差し当たり今問題になっている件についての改善の提案をしたいと思います。

放課後児童クラブとか教室の、事業の関係者と学校の教職員間で、子供の様子や変化、健康状態などについて情報交換し、連携を促進する。また諸施設、体育館、校庭、保健室等々の積極的な活用の促進が事業にはうたわれています。事業は、学校の事業ではないと書かれていますが、同じ子供を見るのですから、事業の関係者や指導員と学校が定期的に話し合いを持ち、子供の育ちについて話し合ったり、情報交換をすることは必要なことです。積極的な連携が必要

と思われますが、実情はどうなっているのでしょうか。

また、学校施設の積極的な活用はできているのですか。ある関係者から聞いた話では、冬の寒い日や雨の日など、大変な状況にあると聞いています。学校へクラブや教室への協力を十分するように指導すべきだと考えますが、今現在はどんなになっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

ある保護者からは、佐川町の放課後児童教室が非常によくやってくれているというお話がありました。共働き家庭では、子供の心配をしないで働けるというのはありがたいことです。教育委員会の担当の方が親の気持ちになって、よりよくなるよう努力を重ねてくれているからだと思います。

ただ、冬休みや春休みなど長期の休みのとき、共働きで、両親や祖父母が子供を見ることができないときは、とても困っているとの話を聞きました。そんなとき、どうしても困る御家庭だけに絞って開設することはできないか、検討していただきたいと思います、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、施設利用とかあるいは情報交換についての実情ということでございました。確かに、さまざまな面で、十分でないということはお聞きしております。その点につきましては、今後、基本は教育活動に支障が生じないということを前提に、学校の施設利用でありますとか情報共有とか支援体制の構築には努めてまいります。

また、2点目としまして、施設の利用も基本的にはそういう考え方なんです、あと、さまざまな情報交換の場として、今後各教室やクラブの指導員、そういった方々との、私ども運営する教育委員会との情報交換、そういった面も今後数を増やしていきたいというふうに考えております。

そして続きまして、今現在、夏休みだけなんです、冬休み、春休み等の開設と、ということでございます。基本的には、指導員の確保が前提となります。そしてもう1つは、やはり学校の協力、これが必要です。これは現時点では、直ちに前向きな回答はいたしかねる面がございますので、今後の検討課題であるというふうに受け止めておりますが、月1回は校長会を開催して各学校長とさまざまな意見交換も実施しておりますので、こういった今後の放課後子ども

プランの充実についての話も校長会でしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

もう 1 点ですね、児童クラブの職員さんや児童教室の指導員さんは、子供たちにかかわる大切な仕事をしてれています。一人一人の子供の発達や成長をしっかり見守るためには、資格あるなしにかかわらず、研修が必要だと思います。現在は、年に 3 回程度、公の講習に参加していると聞きました。

しかし、今はどの教室やクラブにも、障害を持った子供たちを受け入れています。しっかりとした受け入れをするためには、せめて月 1 回ぐらいの専門的な研修とか、指導者同士の情報交換が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。まず、一般的な研修につきましては、県のほうで年 2 回程度実施していただいております。指導員の方には参加をしていただくようにしております。そしてまた、障害のあるお子さんへの対応につきましては、これはまた別個、県のほうで年 5、6 回程度研修をしていただいておりますので、そういった研修会への参加を促すように、今後ともしていきます。

なお、月 1 回程度というお話でございますが、基本的にはそういった県の研修会等を活用させていただきながら、足りない部分については、私どもと指導員さんとの情報交換の場、そういったものをもう少し濃密にやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。子供たちへの対応が十分できるように、しっかりと研修もしていただきたいと思います。

もう 1 点、指導員さんの、なかなか指導員さんが集まらないと。すぐやめてしまうというお話で、そこが一番大変だということだと受け取りましたが、指導員さんの時間給は今、850 円だと聞いています。通常、一般臨時事務職員の日給が 6,400 円ですから、その単価とはほぼ同等です。しかし、夏休みを除いて 4 時間という短時間であること、子供相手の大切な仕事であることを考えれば、もう少し上乘せして支払ってもいいのではないかと思います。

指導員さんは、時間が短時間であるがゆえに、その収入が少なく、

教育委員会の担当職員さんは、指導員の確保に苦勞をしています。働く者にとっても、より条件のよいほうを選びたいのは当然ですし、ある方などは、4時間だからということでほかの職に移ったという方もいらっしゃると思っています。

町の臨時さんの賃金で、看護師補助は無資格ですが、日給 6,900 円、時給に直すと 890 円です。安心して働き、その仕事を続けられるように、その時間単価を引き上げるように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。おっしゃるとおり、指導員さん確保する上でも処遇の改善は必要ですので、他の市町村の賃金の動向、そういったものも参考にしながら、来年度に向けて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ前向きの検討をしていただいて、安心して働ける場もつくっていただきたいと思います。

続きまして、防災対策について質問をさせていただきます。

3 月議会で、文化センター、遊学館の耐震化について質問をさせていただきましたが、半年以内に結論を出すということでした。早速 6 月議会で補正予算が上がり、今年度、耐震検査が行われることになったということで、非常に喜んでおります。迅速な対応ありがとうございます。

遊学館は、昭和 55 年に改築されて既に築 34 年になっています。その後昭和 61 年に増築されたために、ゆがみのようなものがあって、かなり、がたがきています。そこでもし、耐震化工事が必要だと診断された場合、耐震化するのか、または建てかえも視野に入れて検討するのか、どの時期に実行する予定なのかを教えてくださいたいと思います。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現時点ではまだ、診断の結果が判明しておりませんので、基本的には、診断結果を受けて検討することになりますので、耐震化の時期につきましては未定ということになっております。

ただ、両施設とも避難所に指定されておりますので、診断結果をもとに早期に耐震化の時期を含めました整備方針を決定したいと

考えております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ、大切な施設ですので、早期に方針を立てて確実な実行をしていただきたいと思います。

文化センターや遊学館は、緊急避難所の収容施設になっています。たくさんの方が利用するとき、小さな問題で恐縮ですが、小さいけれども切実な問題です。トイレの問題が浮かび上がってきます。実は先日、遊学館で会合がありました。そのとき、障害を持っておられる方がおいでました。その方は、和式のトイレは使えずに、わざわざマルナカまで行って用を済まされました。実は、遊学館は1カ所洋式のトイレがあるんですけれども、そこは鍵がかかっていて使えませんでした。

元気なうちはトイレのことなど気がつきもしませんが、お年寄りや障害を持っておられる方にとっては、非常に重要なことです。少なくとも避難所になっている集会所、公民館、たくさんの方がおいでる公共施設での洋式トイレの設置は必要だと思います。今年度、役場では、一部を洋式トイレに変える予算をつけています。また、何カ所かで集会所等の耐震診断をやり、改修を行う予定だと聞いています。

避難所やたくさんの方が利用する公共施設には、せめて1つでも洋式トイレを設置しておくべきかと思いますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。集会所、避難所等、公共的な施設のトイレの改修につきましては、今、優先順位をつけながら、一つ一つ対応していきたいと。全て一気に洋式に変えるということは物理的に、現実的に不可能でございますので、時間をかけながら、確実にそれは対応していきたい、いうふうに考えております。

あと、ひとつお願いですけれども、先ほど、議員の御発言の中に、遊学館の建物にゆがみというお話ありましたけれども、そのゆがみという言葉が一般の方が聞かれるとですね、ものすごく不安になると思います。専門的になりますけれども、構造的に、明らかに問題があるのか、内装で、少し落ちかけているものがあるのか、そのあたりはですね、私も含めて議員の皆様のその発言というのが、町民の皆さんに与える影響って大きいですので、建物は決して構造的にはゆ

がんでおりませんので、それだけは御理解をいただければと思いますので、以後よろしく願いいたします。以上です。

2 番（坂本玲子君）

わかりました。けど、素人の目から見て、ゆがんでいるように見えるという現実もございますので、それは私が、そう見えたということですので、風が吹くと何か揺れるような感じがあるとか、いろいろありますが、それで誤解を受けるようでしたら、気をつけて発言したいと思います。

もう 1 点、黒岩では、黒岩小学校や中学校が指定避難所、収容施設になっていまして、大雨のときに避難場所として小学校がまず最初に開設されます。しかし、大雨が降りますと原がつかって、場所ケ内がつかりますと、避難しようにも来られないし、またおいでの方も、水が引くまでは帰れない状況になります。

私も 2 度ほど、避難場所に要員として行きましたが、体育館はテレビも電話も何もなく、情報がなく、かえって心配でした。そして実際の利用者はゼロでした。

避難所として、そこが妥当なのか疑問が残ります。避難所を開設する場合は、地域の状況をきちんと把握して、適切な場所であることが大切です。大雨の場合はどこにする、地震のときはどこにするとか、細やかな配慮が必要だと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、特に黒岩小学校でございますが、ちょうど一定の避難者数を無理なく収容でき、かつ一定期間の避難生活を送ることができるよう、主にその小中学校を、拠点避難所として指定をしております。黒岩小学校もそのキャパといいますか容量において、その 1 つでございます。

ただ、避難所見まして、議員が申されましたように、水害で道路が冠水するということがあります。こういうときにはですね、冠水する前に避難を開始するということが必要な場合もございますので、適切な誘導避難について、もう少し基準を決めていくとか、そういう細やかな手立てをしていきたいと思います。

それで今、自主防災組織もできておりますけれども、地域の自主防災組織が主体になったその避難といいますか、避難手順等も考え

ていただいて、またタイアップもしながら、そういうことも進めてまいりたいと思います。

それから、避難所と外部の情報伝達のことでございます。現在の役場等の連絡手段といたしましては、携帯型の防災行政無線を各小中学校に配備をしております。また、選挙の投票所となっておる体育館につきましては、既に電話回線が来ておるわけですがけれども、伝達手段は数多くあるほど安心でございますので、このたびNTTの西日本との協定を行いまして、町内の拠点避難所となる体育館など、そういう施設に災害時に優先して接続をしてもらえる特設公衆電話というものがありまして、この設置などもしていくようなことをいたしまして、情報伝達の確実性、対応性を求めていきたいと思っております。以上でございます。よろしく申し上げます。

2 番（坂本玲子君）

防災関連でもう 1 つ質問をさせていただきます。黒岩中央保育所の耐震化ですが、建てかえの方向で検討していくというお考えと理解してよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

坂本議員の御質問にお答えいたします。黒岩中央保育所の問題につきましては、役場の中で、関係課それから町長も交えて連休明けに話をさせていただきました。その中で、一定の方針としましては、町としましては、将来の佐川の大切な子供を担う、子供子育ての環境というものを第一に考えます。ですので、新たな土地をですね、構えた上で建てかえという方向で検討をしております。

具体的には、平成 26 年度、今年度中に適地、これを地元の御協力のもとに、探す。それとともに当然、地権者に対しての詰めの手続き、議会等の手続き、それありますが、そういったものを含め、具体的に建設へと進んでいく流れになっております。

ただし、26 年度中、今年度中に適地、これが見つからない場合につきましては、現在の場所で、必要な改修等、こういったものを行って現施設へ保育所を引き続き運営していくということにしております。以上です。

2 番（坂本玲子君）

ぜひ、適当な土地を見つけて建てかえをしていただきたいと思います。現在の黒岩中央保育所は、非常に使いづらいところがありました。夏は暑い、冬は寒い、部屋の形はいびつ、押し入れは収納

しにくい。雨漏りはする。園庭から全ての部屋が見えない。昼寝のときには天窓から日が差し込み、ゆっくり昼寝もできない。これは設計の段階から使う者の意見を聞かず、奇をてらった建物を建てたためではないかと思います。

かわせみでも、既に雨漏りをしていると聞いています。まず、雨漏りをしないというのは当たり前ですが、そこで過ごす子供たちが快適に過ごせるよう、安全に過ごせるよう、そこを第一に考えて設計をしていただきたいと思いますし、また、職員や保護者の意見を十分聞き、反映させることが理想的な保育所を建てる第1歩になると思いますので、そのことをよろしくお願いしたいと思います。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。前の施設等の建築のですね、需要については、ちょっと私が答えることではないかもしれませんが、今後、黒岩中央保育所、新築等につきましては、当然地元の方々、特に保護者の方々、等と話をさしていただき、適切な、この子供子育て新システム、こういった新しい制度も入ってきますので、そういったところに対応できるような施設にさしていただきたいと思います。

2 番（坂本玲子君）

次の質問に移ります。防犯灯についてお伺いします。

前回の議会で、防犯灯に言及しまして実態の調査をしていただきたいとお願ひしましたところ、この4月に佐川町で防犯灯の数や電気代について調査をしていただきました。ありがとうございます。106 部落のうち、96 部落から回答があり、その結果が出ています。

防犯灯設置件数は 1,050 件。1 世帯当たりの負担額は年額 1,000 円を超える部落は 30 部落。1 世帯当たりの電気料金で最も高いのが 3,156 円。ゼロ円の部落もあります。その自治会長からの要望の中に、LED への取りかえの希望が 22 部落あります。今、防犯灯の電気代は部落の負担です。1 台当たりの電気代はたいしたことがなくても、それがたくさんになりますと、電気代もばかになりません。高齢化が進み、部落費を出すのが困難な家庭もあります。また、部落間格差もあります。「自治会に加入してない世帯が電気料金を出さないのは不公平」「防犯灯は部落だけが活用するものではない。公が負担する意義が大きいと思う」との声もありました。電気代のほかに修理代や電球を取りかえる費用も必要です。人数の多い部落で

は、大したことないかもしれませんが、人数の少ない部落では大変です。現に、30世帯以下の部落が実に39もあります。

要望では、部落費の中の実に71%が電気代という部落もあります。電球をLEDにかえることで電気代は約半分になります。また寿命も長いので取りかえの負担が少なくてすみます。

県道や国道の道路照明は、国や県が管理し電気代も負担しています。町道の街灯を道路照明とし、町で電気料を負担するのが最もよい方法だと思いますが、いかがでしょうか。また、それが困難なら、せめてLEDへの変換が容易になるよう町が補助を出してはいかがでしょうか。お答えいただきたいと思います。

総務課長（横山覚君）

防犯灯についてのお尋ねがございました。地域での防犯灯設置や維持管理につきましては、自治会の役割とさせていただきます。町は新規の設置に要する経費、これにつきましては2万円から5万円程度の助成を行っておるところでございます。

この点につきましては、今、全部の防犯灯の電気代を町が支払うというのは、なかなか困難なことでございますので、今後とも、こういうふうな制度につきましては維持をさせてもらいたい、というふうには思っております。

しかし、近年のその電気料が上がっているとかいうこともありまして、自治会の負担が増加していることも承知をしております。議員の御指摘のように、LEDは、従来型の蛍光灯より寿命が長いと。それから電気代も安くなるということでは言われておりますので、既存の防犯灯と取りかえることでですね、自治会の負担は一定軽減されていくというふうに町のほうも考えております。

町で、従来の蛍光灯が故障等で使えなくなった場合の取りかえについては、LEDの取りかえができるようになっておりますが、まだ使用のできる防犯灯をLEDにかえるというところはまだ対象にしておりません。

けれども、この場合につきましても補助の対象とすることができないのか、できるのか、また最近の地球温暖化ということも考えますと、環境へのメリットも一定程度ある、いうふうに思っておりますので、今後、検討させてもらいたいというふうに思っております。以上です。

2番（坂本玲子君）

ぜひですね、地球のためにも住民のためにも、検討をして前向きに答えを出していただきたいと思います。

そしてもう1点、中本町などから春日川沿いの河川道に通学用の防犯灯を設置してほしいとの要望がありました。佐川には、通学路防犯灯設置要綱があります。ところが、これが住民には余り知られていません。私も、部落のためではなく、そこを通る子供たちのために街灯が必要だと住民の方に相談を受け、役場にどうしたらいいのか相談しました。しかし、そのとき、通学防犯灯設置要綱があることは説明されませんでした。その係の方が、わざと言わなかったとは思いますが、この要綱が余り知られていないということが問題があると思います。

また、学校とのいろいろな会の中で、防犯灯の話になりますが、学校の関係者も余りこのことを御存じないのではないかというふうに感じております。

部落の中には、自分たちのためではなくて、子供たちのためならばと費用を部落で負担し、防犯灯を設置しているところがあります。本来、通学灯のこの設置要綱でやれば一番いいのではないかというふうな防犯灯もたくさんあると思います。

通学灯は、設置費用も電気代も町の負担です。こんないい施策があるのに、みんなが利用できないのはおかしい状況ではないでしょうか。ぜひ、この施策を、住民の方々に知らせ、本来、通学灯が必要な場所には、この制度を活用して通学灯を設置するようにしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

通学路における防犯灯の件ですけれども、現在、町では通学路防犯灯設置要綱、今議員がおっしゃいましたその要綱がございまして、自治体やPTAから要望がありました場合に、教育委員会の意見を聞きまして、これを審査した上で、防犯上特に必要であれば、予算の範囲内で設置するというようにしております。

最近では、佐川中学校の移転に伴う措置といたしまして、斗賀野地区の町道に通学路防犯灯7灯設置した経緯がございます。春日川沿いの遊歩道につきましても、小中学生が通学路として利用している現状から、今、防犯灯設置の要望をいただいております。予算の都合上、無制限には設置はできませんけれども、必要性とか実用性、これなんかを勘案いたしまして、設置の可否を判

断をしてまいりたいと思います。

また、制度の周知にしましても、これから皆様に届くように図っていきたいと思います。よろしくお願いします。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。よろしくお願いします。

次の質問です。家庭ごみ収集委託業務における談合事件で提訴された件については、町長から行政報告で全面勝訴になったと報告がありました。裁判所の判断ですので、それを尊重したいと思いますが、委託を希望する場合に、業者はパッカー車を持っていることが必要。パッカー車は1千万以上もするそうです。それを所有したならば、どうしても委託業者にならなければ、業者の方々は大変です。そういうことが、ある意味、談合を引き起こす土壌にもなるかと思っています。

これからも談合を疑われることのない、透明性の高い業務委託を行っていただきたいし、委託形態もよりよい方法がないか、検討をしていただきたいと思います。また、そこで働く人たちが安心して働けるよう、しっかり指導をお願いしたいと思っていますが、いかがでしょうか。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。確かに、ごみの委託業務を受託する場合には一定程度の施設整備、人員等が必要でございまして、そういうことできちっと委託業務がこなせるだろうという判断の上で、業者決定に手順を踏んでいくわけですけれども。時代の流れもあります。それからいろいろなことも起こったり、それから改善をしていったりというふうなこともある中ではですね、よりよい受託事業、委託事業になるような取り組み検討はしていかなければならないと思っています。

2 番（坂本玲子君）

ありがとうございます。ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

議長（藤原健祐君）

以上で、2 番、坂本玲子君の一般質問を終わります。

ここで、10 分休憩します。

休憩 午前 11 時 8 分

再開 午前 11 時 18 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4 番、森正彦君の発言を許します。

4 番（森正彦君）

4 番議員の森正彦です。質問の前に、少し所感を述べさせていただきます。

安倍総理大臣は、日本国民が最も大切にしてきた戦争をしない国、日本を戦争のできる国に変えようとしています。しかも、国を律する憲法を改正することなく解釈により不戦の誓いを破ろうとしています。日本国憲法の第 9 条は、世界に誇れるものであり、世界人類に恒久的な平和をもたらす手本となるものであります。

昨今の安倍内閣は、T P P、秘密保護法、解釈改憲による集団的自衛権の行使容認、あるいは農協組織の解体等国民の意思とかけ離れた独善的な政治を進めようとしています。これらのことは、国のあり方、日本らしさを根本から変えてしまうような内容であります。まさに、日本が日本でなくなるような大事な事柄であります。

このような暴挙は断じて許されないと考えます。私たちは声を大にして、この平和で豊かで民主的な日本を守っていかなければならないと強く、強く感じるところであります。

それでは、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

堀見町長は、人づくりを政策の大きな柱としています。組織や地域は、人によって成り立っていますので、その人が目的を持って生き生きと活動することが一番大事なことであります。しかし、人づくりと言いましても、大変幅広いものであります。

例えば、役場職員の能力開発や意識改革等、役場内部の人づくり。また住民との協働を進める上での住民を対象とした人づくりや人材の発掘、あるいは有能な人材の外部からの招聘、さらには米百俵の精神に見られる幼児や学校教育の推進、また社会教育での人材育成と大変幅広いものであります。

まずは、人づくりの基本的な考え方とジャンル別のあらましを御説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。町長、よろしくお願いいたします。

町長（堀見和道君）

森議員の御質問にお答えさせていただきます。あくまでも私見的な回答も中にはありますので、御理解いただければと思います。私の考える教育、人づくりは、基本的なこと身近なことを繰り返し繰り返し、伝え続ける、語り続ける、繰り返し教える、そのことが基本ではないかなあというふうに考えております。

それは、親が子供を、生まれてから1歳、2歳、成長する過程の中で、例えば、玄関の靴をそろえて家に上がりなさい。靴はそろえて脱いで上がりなさいとか、そういう基本的なことを繰り返し繰り返し伝えていく、そういうことが教育、人づくりの基本ではないかなあというふうに考えます。

その中で、役場の職員の人づくりに関しては、やはり仕事を通しての教育、このことが一番大切だというふうに思っております。よくOJTという言い方をします。これ、仕事を通して教育をするということになりますけども、そのことを今、少しずつ幹部職員、上司の皆さん、係長、課長補佐、少しずつ伝えております。

具体的には、部下から相談があったときに、すぐに答えを言わずに、まず一旦、部下に考えさせて自分の答えを持って相談に来るように指導してください。若い人たちには、すぐに何かわからないことがあったときに「これわかりませんから教えてください」ではなくて、自分なりの答えを持った上で、自分はこう考えました、こういう答えを出しました、この答えでよろしいでしょうか、と。出した答えのよしあし、判断のよしあしについて、上司に相談をする。そういう仕事の取り組み方をしてほしいということを、事あるごとに繰り返し繰り返し、言うようにしてます。

恐らくこのことが定着をしていくには、4年、5年、長い時間がかかると思います。それだけ教育、人づくりっていうのは難しいことだというふうに思っておりますので、御理解をいただければというふうに思います。

住民の皆さんには、私が入りこむというの大変おこがましいところだというふうに考えております。しかし、少しでもこの町が元気になるために、それぞれの人のよさが、強みが発揮できる、そういうまちづくりをするために、そのきっかけを、そういう環境をつくらせていただくということが、町としての役割じゃないかなあというふうに考えております。

3月から取り組みをさせていただいておりますファシリテーター養成講座、多くの住民の皆さん、また行政の職員に参加をしていただき、研修を進めておりますが、やはりまちづくりにおいて、異なる意見を、いかにすり合わせをして、参加をしたみんなが納得をして答えを出せるか、これが大切だというふうに思っておりますので、そういう考えの進め方、会議の進め方を、少し学んでいただく。そういうことが大切ではないかなあと考えております。

また、子供の教育につきましては家庭での教育が、まずは、やはり基本だというふうに考えております。すぐに、学校がやってくれないから、という声もよく聞きますが、まずは、子供のことに关しましては家庭だなあというふうに考えます。

その中で、学校での繰り返しの教育、しつけ、そういうものも大切になってまいります。これからは、やはり地域ぐるみでの子供教育を支える、地域ぐるみで教育にかかわっていくと。そういうことが大切ではないかなあと。

ある地域によっては、学校が終わった後の、子供のそういう預かりとか、教室とか、人づくり、そういうものをやってみたいよという声も上がっております。

やはり、地域の皆さんが、それぞれ年代に応じて経験したことを広く、幅広く子供たちに伝えていくと、そういうことが大切ではないかなあということを考えております。

最後になりますけども、やはり佐川町、文教のまち、この佐川のシンボルは、やはり名教館だと思っております。ことし落成をしましたこの名教館を、今後の佐川町の人づくりにふさわしい拠点として活用していきたい。

まだはっきりとしたことは決め切れておりませんが、例えば、子供向けの論語を学ぶ場をつくったり、また、この町の人、例えば、字を書くのが上手い人、書道の達人、いろいろな分野で秀でた才能を持たれた町民の方、住民の方がいらっしゃると思います。そういう方々に、ぜひ先生になっていただいて名教館を活用し、住民向けの人づくりの講座を開いていただければなあ。町ぐるみで教育のまち、文教のまち佐川にふさわしい名教館のあり方を模索できればというふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

ありがとうございました。人づくりというのは非常に幅広くって、

町長も行政報告で人づくりに触れております。なかなか具体的にどうこうというのは、まだまだ難しいかと思いますが、その中で、ちょっと1つずつ聞かしていただきたいと思います。まず、役場職員の能力開発や意識改革等、役場内部の人づくりですが、その中で、町職員の研修、佐川町は近年、職員の研修をかなり厳しく制限してきた。これは高知県のやる、あるいは全国のやる座学での、といひかね、研修とかには派遣をしておるようですが、百聞は一見にしかずの先進地事例を実際に肌で感じるとか、そういった派遣、職員の派遣、そういったことが非常に、こう最近は少ないんじゃないかというふうにも思うわけです。

人づくり連合会、あるいは国の研修、それも含めてですね、全体の研修計画、その予算的なもの、去年と、どう違っているか、総務課長、どうなっているんでしょうか、お答え願いたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたしたいと思います。佐川町におけます研修の関係ですけれども、基本的には、今おっしゃられたように、高知人づくり連合のほうに行く研修が一番多いという格好になっております。中では、けれども、自治大学へ行ったりですね、それから幕張、東京のほうの市町村アカデミーとか、それから、市町村国際文化研究所、これは滋賀県なんですけれども、そこのほうへ行って研修をすることもあります。

ただ、先進地についてですね、そこに出張旅費をはせていくというのは、最近は少なくなっておりますが、これは平成10年当時でしたか、財政的に厳しいときに、そういう出張、研修等が定期的に抑えられたという影響が今でも残っているのではないかと思います。

予算の関係ですけれども、去年25年度で、特別旅費の研修としましては、538万ということになっておりまして、ことしにつきましては、589万と、ほんの少しですけれども、予算的には上回っていると。予算と言いますより、やはり中身が大事だろうと思いますし、そういう研修費を有効に使う、それが今言われました研修のその内容とか仕組みとか、それからそういうこと、計画について、もっともっと献立を、有用な研修に結びつけるような献立、計画を、これからつくっていくかなければならないと思っております。

4番（森正彦君）

お金をかければそれでいいというわけではないですけれども、しっかり研修計画を立ててですね、必要なものは必要として、これ、投資の部分になりますので、やはり研修を充実していくべきではないかというふうに考えますので、どうか、今後ともよろしく願いしたいと思います。

人づくり、県との人事交流もされております。ところがですね、これ非常によい方策であると思うんですが、せっかく県で揉まれて帰ってきてもですね、帰ったらまた職場の雰囲気や飲まれてしまって効果が出ないということをよく聞きます。

このあたり、今、町長が進めていることをやっていけば、改善されるのかなとは思ったりしますが。ちょっと答弁いうても、なかなか難しいかと思いますので、ちょっとこのあたりは省きますが、そういう、我々は、ことを聞くし目も持っておるということをしっかりと考えておいていただきたいというふうに思うわけでございます。

それとですね、町長は一般企業でですね、管理職も経験されておるわけですが、この役場職員の方ですね、人事考課のあり方、職員の能力を伸ばすようなですね人事考課を実施しなければならないというふうに思うんです。例えば面接もして目標を定めて、そしてまた再度面接をして、その検証をしていく。そしてさらにまた目標を定めると。そういった中で人事考課もしていくべきではないかというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えします。森議員のおっしゃるとおり、しっかり面接をしながら部下の仕事を上司が把握をして、目的を持って仕事に臨んでもらうと。そういう意味での人事考課はとても大切だというふうに考えております。これまでも、1つの人事考課の手法を持って、人事考課取り組んできておりましたが、少し形骸化している部分もありまして、本年度1年間かけて今、見直しを始めたところです。

これは、上から押しつけのような人事考課制度をつくっても、正直、意味がないと思っております。1つの方向制はしっかりと出して、職員みんなに考えてもらって、中身のある、そういう人事考課制度をつくっていききたい、そういうふうに総務課のほうには指示をして、しっかりと考えて人事考課制度をつくってほしいということで指導をしております。以上です。

4 番（森正彦君）

職員に点数をつける、ではなくして、職員が生き生きと働けるような、そういった職場づくりのためにですね、有効な人事考課をぜひ実施していただきたいと思います。

次に、地域住民を対象とした人づくりです。このことに関しては、町長からは、おこがましいということがありました。確かにそのとおりです。私は、地域の人づくりというのは、これは、人探し、発掘だと思っておるわけです。

先ほど、名教館の件で町長もおっしゃられておりましたが、佐川町には、今、地域で活動している人以外にも、まだまだたくさん有能な方々がおいででいまして、町のため、地域のために役立ちたいと思っていると、私は思います。この人たちをどうやって舞台へ上げる、言葉、適切ではないかもしれませんが、上がっていただいでですね、活躍していただく。そしてその前に、その、そういった人たちがおいでという情報をどうやって得るかというのが非常に大事だと思っておるわけでございます。

それはやはり、地域力だと思います。その地域力を発揮できるようにするのは、組織であるのではないかというふうに思っております。その地域の組織の育成が大事だと思っております。

私も斗賀野で地域活動をしていますが、それぞれの人にそれぞれの力があって、地域に役立ちたいと思っているのを実感しておるわけでございます。それを引き出すには、それをコーディネートする人が必要です。また、活動の拠点も必要です。

町長は、佐川町の周辺4地区へ集落活動センターを設置することを計画しているようですが、この集落活動センター、地域協力隊というコーディネーターもセットになっているようですし、それを、そのことを見ますと今まで地域活動をしてきた者から見ても、大変よい政策だと思います。このあたりからですね、佐川町民のみんなが輝くということの大きな要素になると思います。地域の人材を発掘して、その人たちに活躍してもらおう。そういうことで、みんなが輝く、いうことにつながっていくのではないかと。

この地域の人づくりについてですね、組織の育成、地域力の発揮、そのことについて、町長にお考えをお聞きしたいわけですが、実はですね、佐川町の総合計画の中で、協働を大きくうたいました。

ところが、役場のほうはですね、それをうたっておるにもかかわ

らず、その地域の組織を育てる部署を設置しなかった。いや、設置しましたけども、ほんの片手間にしかやらなかった。で、今回、佐川町はですね、チーム佐川課いうものができて、地域とかかわりを持って組織を育てていこうということが感じられて、大変うれしく、このことは正解であるというふうにも思うわけですが、そのあたりも含めてですね、町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。今、町として進めております集落活動センター、これが、地域のまちづくり、組織づくりの基本、核となってくるのではないかなあと考えております。その中で、地域おこし協力隊員に入ってもらい、一緒になって地域づくり、最初の立ち上げの部分やるケースもありますでしょうし、あと集落支援員という制度もあります。このあたりの総務省の制度を有効に活用して、地域での組織づくり、立ち上げに努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

ぜひ、そういう方向でよろしくお願いいたします。地域が変われば、町全体が変わるというふうに思われます。

次に、地域を変えるのは、よく言われることは、若者、よそ者、変わり者、と言われます。ここで外部招聘、こういったことを、よそ者ですかね、これは大事な要素でもあるというふうに思います。よそ者として、よそ者というのはちょっとほんとに申しわけないですけども、外部におった人が地域へ入って、新しい風をおこしてくれる。地域協力隊員なんかもその1つなんですけど、そういった中でですね、それとは別に、移住促進による有能な人材の招聘、これも地域の刺激、活性化になるのではないかと思います。

県も移住促進を非常に進めておりますが、佐川町ではですね、まだあんまり活動が目に見えていませんが、担当する部署は明確になっているのか、あるいはその対策は、上層部と担当で共有ができているのか、具体的な策はあるのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。私もかなりの変わり者だと自負しておりますが。私、26年ぶりに佐川町に帰ってきました、よそ者の

視点も持ち合わせている、というふうに考えております。まず大切なのは、この佐川町そのものの自力を上げる。そのことが大切だというふうに考えております。

現時点でも、県外から多くの方が佐川町に入ってくれております。観光協会で、今仕事をしてしてくれてる女性もそうでありますけども、地域おこし協力隊も含め、県外から、よそから入って来ていただいている方々がたくさんいます。新しい視点でこの町を見ていただいております。

今後、移住促進を進めていく上で、会社で考えればよくわかると思いますけども、やはり、優秀な人材を集めたいと思えば、会社がやはりいい会社じゃないと、経営者がいい経営をしてないと、優秀な人は来てくれません。

私はまだ、町長としてこの町政させていただくようになって、まだ7カ月しかたっておりません。全てのことを把握をして、自信を持って佐川町のことをピーアールできる、打ち出せるまで、なかなか至っておりません。少し時間がかかります。まずは、いい佐川町にしたい。主体的に、この町づくりにかかわっていただける人が1人でも多くなる。そういうすばらしい町をつくっていきたい。それができれば、それを外に情報発信でき、それを聞いた人たちが、「あ、佐川町に行ってみたい、住んでみたい」そう思うんじゃないかなあと考えております。

そのためにも、3年、4年かけて、しっかりとこの佐川町を、まずつくり上げること。これが一番大事だと思っております。4年ではできないかもしれません。10年、20年かかるかもしれません。ですけども、皆さんの力を借りて、しっかりと、生き生きとしたすばらしい町をつくっていきたい。そういうふうに考えております。以上です。

4 番（森正彦君）

佐川町をすばらしい町にして、いい人材にも来ていただく、ということですが、今でも、佐川町はすばらしいところはたくさんあって、今でも来たい人がおるかもしれません。そういう人には、ぜひともですね、来ていただくと。

また、先ほど、佐川町の事業量と職員の関係を言っておられましたが、職員がもっと必要であるという場合、職員採用ということになるわけでありますが、そういった際にもですね、いろんな視点を

持って、例えば、ちょっと町民の1人の方に言われたことがあるんですが、この人はスポーツでしたけども、そういう非常に指導のできる人を役場の職員に採用して、そのあたりをやっていただいたら、どうもおもしろいんじゃないかなあ、助かるかなあと、レベルが上がるんじゃないかな、というようなことも言っておりました。

これはまあスポーツの関係でしたが、そういう一芸に秀でた人、一芸だけではいかんかもしれませんけれども、そういった人の採用による刺激あるいはそういった部門のレベルアップ、ということもいいのではないかなというようにも考えます。町民の方がそのように言っておられました。そういったことも頭の中へ入れておいていただいたらいいかなというふうに思います。

あとは、幼児教育、小学校教育、そういった教育がありますが、この問題、それこそ幅広くて、私自身の調査が不十分でありまして、まことに申しわけないですが、深い議論ができませんので、方針をお聞きするだけにとどめますが、若干ですね、先ほどの坂本議員の答弁とかに関しましてですね、教育委員会の人づくりが、あんまり、どうも見えてこない。普通にやっているという感じですが、普通なのはよいことでもあるのですが、どうも、こう積極性、独自性が足りないのではないかなというふうにも思われます。全体の考え方と私の意見に関しての反論とかがあれば、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。佐川町の独自性また積極性が教育面で不十分じゃないかというお話でございました。さまざまな学校教育では、取り組みはしております。いろんな、国なり県のメニューを活用した取り組みも現実にはやっております。

ただ、私の基本的な方針としまして、上から押しつけるというやり方は、今までは、やってきておりません。先ほど、坂本議員さんの土曜授業につきましても、これをやれというようなやり方で、あれは進めておりません。こういう制度もある、学校現場が必要であれば、そのやる方向で検討したらどうかということで、あれもおろしました。

その他さまざまな、例えば、コミュニティスクールにつきまして、今年度、尾川小中学校で、また学校支援地域本部事業につきましても尾川小中学校でやるということでスタートしたわけなんです、

ああいった取り組みにつきましても、これまで、さまざまな、校長会等を含めて、学校現場に、いろんなこういったメニューがありますよと、自分の学校の実態に合ったものを取り入れてはどうかという情報提供は常にしていまいりました

そういった中で、手を挙げてきたものについては積極的に、予算化について町長にお願いして獲得してきたという経緯がございます。それ以外の事業につきましても、県の補助事業を活用してやれるメニューがたくさんございます。そういったものについて、年度当初の4月1日には、小中学校の校長、教頭を集めた教育委員との会がございます。そういったときにも、ぜひ、御自分の学校を見て、何が足りないのか、それを考えた上でやりたいことがあれば、積極的に提言してほしい。それについては教育委員会としても皆さんの御要望に沿えるように、最大限の努力をします。そういった中で、今までやってきております。

そういった中で、町長から今1つ言われておりますのは、ふるさと教育の推進、これをぜひやっていただきたい、ということをおっしゃっております。佐川の子供たちに佐川のことをしっかり知ってもらおう。そういうことを通じて、ふるさとを愛する心、そういったものを養い、そしてそれが将来は、佐川へ帰って来て、佐川のために何かしたい、そういうことにもつながる。そういう視点も大事ですので、ふるさと教育を、今年度からは特に力を入れて取り組むようにしてまいりまして、そういった副読本の整備も、そういった観点から進めております。

今後とも、学校現場の意見を私は大事にしながら、さまざまな、国、県、あるいは独自の取り組みができるよう、そういったことを前提の中で取り組んでいきたい、というふうに考えております。以上でございます。

4 番（森正彦君）

押しつけない。押しつけないはいいことだと思いますが、例えば、教頭先生だった人が校長先生で帰って来る。そしたら、その年は、十分把握できているだろうか。そういう先生が、新しい、自分の方針を出すというのには、やっぱり1年ぐらい時間がかかってくるとか、いうようなことがあるわけです。教育に関して、押しつけるのはよくないし、あまり介入することもよくない、それ難しいところなんです。やっぱりそれで、地域全体でやっぱり、どう育てていくか、

というか町として、どういう方針でいくとかいうことは、やっぱり話し合うべきではないか、方針を持つべきではないかと思うんですが、先ほど言いましたように、私自身、まだまだそのことに関して勉強が不十分ですので、まことに申しわけないですが、やはり、佐川の子供のために、あるいは佐川町の将来のために何をなすべきか、どうすべきか、やっぱり、私は、もっと積極的だっていいじゃないか、というふうに思うわけです。

そのあたりがどうも、もうひとつ積極的でないなというふうに私自身には映っておりますし、町民からもそういう活動が見えてこないということも出てきております。素人の私が、あんまり言ってもいけませんので、多くは言いませんが、優秀な皆様方がおられますのでですね、やはり、佐川の子供が、やはり学力というのは、やっぱり一人一人の子供に、それなりの学力を保障せなければなりませんし、それ以外の教育もやっぱり保障していきたい、いくべきだ、いうふうに思いますので、どうぞそのことをよく考えていただいてですね、充実した人づくり、教育を進めていただきたいと思います。

この質問は、ここで終わらせていただきます。

議長（藤原健祐君）

食事のため、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時30分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

4番（森正彦君）

次に、農協改革について質問をさせていただきます。

安倍首相は、5月19日に開いた産業競争力会議で、国内農業の強化に向け、農協、農業生産法人、農業委員会の改革を3点セットで断行すると表明しました。これは、6月中旬にまとめる政府の成長戦略に明記する予定のようであります。6月13日に会議が開かれるというふうに聞いてはおるところでございます。

政府は、TPPを進める上で、農業を国際総力のあるものにするため、体質強化を急いでいます。しかし、日本の農業は、零細な家

族農業が大半を占め、この大半が日本の食料生産を支えているばかりか地方での生活や環境をも維持しているわけでございます。

特に本町のような中山間地では、大規模な土地利用型の農業は成り立つすべもなく、国際的な自由競争にさらされると稲作農業は成り立たなくなり、農地は荒れ放題となります。現に、茶畑が荒れるのも山林が荒れたのも、それぞれの輸入自由化によるものであります。

この上、稲作が成り立たなくなると、ふるさとの生活や風景が一変し、ふるさとがふるさとでなくなってしまう可能性があります。今、世界の人口は増え続け、食糧危機の懸念も言われています。この、世界の人口を支えるのは、また、現在の人口を支えているのは、家族農業なのです。そのことが大変重要なのです。ですから、国連は、食糧危機から世界人類を守るために、本年を国際家族農業年と定め、世界中に啓蒙をしているわけであります。

一部の大規模農業で、世界の人口を養うことは不可能です。若干、本題の農協改革とずれたように感じるかもしれませんが、実は、家族農業を支えているのが農協なのです。零細な日本の農家がみずから農協を組織し、共同で生産、販売、購買、そして信用共済事業等を起こし、効率化を図り、今日まで、みずからの営農と生活を守ってきたのであります。

しかし今、政府の規制改革会議のワーキンググループの案によると、農協の中央会制度の廃止、全農の株式会社化、単協の専門化、理事会の見直し、組織形態の弾力化、組合員のあり方、他の団体とのイコールフッティング、この提言がなされています。安倍首相は、これを断行するといふのでありますが、この内容についてどのように捉えているのか、地域農業の振興に農協とともに車の両輪のごとく取り組んできた町の考え方を聞きたいと思います。渡辺産業建設課長、よろしくお願いします。

産業建設課長（渡辺公平君）

森議員のほうから、政府の規制改革会議、農業ワーキンググループ、農協のあり方、これについての御質問がありました。今、議員申されましたとおり、まさにＪＡと行政は一体として農業展開、地域農業の振興を図ってまいりました。

ＪＡコスモスが発足以来、コスモス管内の行政と農協は、ＪＡコスモス行政営農振興協議会というものを発足いたしまして、常に両

輪として地域農業を支えてまいりました。ちょうど私も、この組織の、現在幹事長というものを引き受けて7年目になるところでございます。

この、今、議員おっしゃられました国のこの農業改革、3つの改革のうちで農協改革というのが大きな柱で、この内容も中央会の制度の廃止から全農の株式会社化とかいうものがございますが、最も、この地域に関係してくるというのが単協の専門化であります。

これは何をもって専門化か、これは、単協には3つの事業内容がございますが、その中で農作物の販売等の経済事業、これを専門的に担わす。専門化を図っていき、強い農業をつくっていくというものであります。これを専門化していくに当たって、一方では信用事業、信用事業については、これを農林中金のほうにもう移管する、あるいはその窓口代理業として手数料収入を得るとかいうようなどっちかの選択をさせていく、さらには大きな柱でございます共済事業、これにつきましても、全協連に移管して、こちらのほうは窓口代理業として手数料収入を得ると、こういった道を歩んで行けという内容でございます。

さらには、家族農業を支えている農協、それとまた地域の暮らしを支えておる準組合員を加入者として支えておる農協の組合員のあり方について、準組合員の利用は正組合員の事業内容の2分の1を越えてはならないというようにするようでございます。

これは現在、例えば佐川支所管内でしたら、正組合員が1,512名で、準組合員が1,982名という数字を農協のほうから伺っておりますが、この1,512名の2分の1以内にせないかと。大変な内容になってまいります。JAコスモス管内でも、準組合員のほうが多ございますが、これが正組合員の2分の1になるということは、とんでもない展開になるかもしれません。

また、理事会の見直しというのがございます。これは、認定農業者や民間の経営経験と実績のある方、これを半数以上を入れなければならないというふうになっております。

こんなことを改革として、公表しておるわけですが、これを踏まえて、信用共済事業の代理という場合に、その手数料単価の設定とかいうことにもよるわけですが、先ほど言いましたように、準組合員が比重を占めておる中で、準組合員は信用と共済事業しかないわけです。これが2分の1以内になるということは、農協の収入という

ものが大きく激減する、共済事業とか信用事業とかいうのは、現在、経営的にはよろしゅうございますが、これが手数料だけになってくるということは、農協の経営の存続に大きな影響を与える可能性もありますし、一方では、農作物販売等の経済事業に全力投球できる、投球していくというふうに申されておるわけですが、果たしてこういうことに、こういう経営の基盤が揺るいでいくのに、こういったことができるであろうかというのは、はなはだ疑問も感じるころであります。

本来、農協自身が時代の変化に対応し、常に改革の努力をしていく、これは言うまでもないことではあります。それらの改革は、あくまで組合員の立場に立った農協自身による自己改革が基本であるというふうに思います。

しかし、今回の農協の見直しというのは組合員の出資、運営参加により、事業を実施する農協のあり方が考慮されておられませんし、一方的に制度改革を迫るものであるように思われますし、さらに、今回の農協の見直しは、さまざまな事業、サービスの提供、地域農業の振興、地域の暮らしの中での役割を担ってきた総合農業の組織の解体にもつながりかねない内容ではないかと思います。このまま実施されれば、地域経済や地域農業、地域の人々の生活に与える影響というものは、はかり知れないものがあるんじゃないかと、非常に危惧しておるところでございます。

4 番（森正彦君）

ありがとうございます。大変、よく把握をしてくれておりまして、現在まで、あるいは現在も農協の果たしている役割というのを理解してくださっていただいております。ほんとに私も農協のOBでありますし、農業を営む者の1人としてうれしく思うわけでございます。

先ほど、渡辺課長からもありましたけれども、農協の専門化、事業の専門化というのがあります。それは、信用共済事業というのは、農協では黒字部門であります。もう一方の経済事業、これは購買事業、販売事業なんです。こちらのほうは、ほとんどの組合が赤字ということであるわけでございます。

しかし、この赤字でありまして、農協というのは、組合員が総合的に農協を利用する中で、全体の収支を保っていくということでもあります。その中で組合員の生活、営農を守っていくという考え方

で総合事業として展開しておるわけであります。

ですから、経済部門、多少赤字でもですね、地域に必要なガソリンスタンド、このガソリンスタンド、今、中山間地域の各地でですね、もう、一般業者は経営が立ちいかなくなって撤退すると。ガソリンスタンドのない地域も増えておるわけです。そういったこと、あるいは、佐川にはないですけども、このコスモス農協管内では、エコープ店が吾川、池川、吾北にあります。ここなんかも、それがなければ、ほんとに新鮮なものを使つての、文化的な、近代的な食生活ができない、いう状態であるわけでございます。移動販売車も来ますが、週に2回あるいは1回ということが多いわけですし、品数も限られておるわけです。そういった近代的な文化的な生活ができない。それを守っているのが農協なのであるわけでございます。こういったふうに、生活の基盤を守っている農協は全国にたくさんあるわけでございます。

販売事業を専門化するということはどんなことかというのと、販売だけに特化して売ることには専念する、いいには構いませんが、実は、過去に高知県にも販売専門の農協がありました。何々園芸組合とか、何々酪農組合とか、ありましたけれども、もうほとんど全部、全部だと私は思っておりますけど、まあ違いがあるかもしれませんが、経営が成り立たなくなつて、農協に統合されておるわけでございます。

販売事業についてですね、佐川町にも優秀な大きな農家が数多くありますが、これらのほとんどがですね、家族農業の形態でありまして、そして農産物は、みずから組織している農協で共同販売をしておるわけでございます。

これが不可能になると、大きな混乱を引き起こして、経営継続が不可能な農家も出てくるわけでございます。そして経営を継続する農家も現在よりもですね、販売に関するコストは上昇してくるわけでございます。

ですから、強い農家を育てるということには今回の改革案はならない、ということです。ごく一部の、既に農協を余り必要としてない大きな農家は関係ない、というようなことでありますけれども、大多数は必要としておるということであるわけでございます。

このような情勢に関しまして、四国4県の知事は、緊急に会議を開き、農協制度の見直しで緊急提言を行っております。そして国に対

して、対応を求めていくこととしております。この会議です、尾崎知事は、規制改革会議の唐突な提言に、早速、地域の農業者から不安の声が強く上がっている。ですから、緊急提言が必要だったと言っております。そして、農協制度は、地域の暮らしを守って来た。改革案には、しっかり地方の声を反映すべきだ。と言っておるわけでございます。今の制度は必要だ、現場、地方の実情をもっと知るべきだということだと思います。

また、愛媛県の中村知事も、根本的に考えたらどうなるのか、考えないまま勢いで進めようとしている。と強く批判をしています。また、中四国の知事会もいち早く反対の意見を表明していますし、さらに大規模農業を展開する北海道の高橋はるみ知事は、農協は、北海道農業の中で大きな役割を果たしてきてもらったし、もらっていると改革を疑問視して、北海道、東北の知事会も政府に緊急要望書を提出しておるわけでございます。

このように全国各地で、今回の案は、現場の実情を無視したものであり、農業、農村の衰退につながるものとして、見直しや反対の声が上がっておるわけでございます。この案に関しましては、農業、農村の衰退につながるものでありますので、当町にも大きな影響があると考えられます。

町長は、このことをどう捉え、どう対処するのか、例えばですね、高知県の町村会長あたりです、やっぱり国に提言をしていくとか、そういったことの働きかけとか、そういったことですが、どのように捉え、どう対処するのかお答え願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えをさせていただきます。現時点では、町村会に向けて何か発信をするというところまでは考えておりません。しかし、国が性急に行おうとしているこの改革については、もっと、やっぱり現場の、基礎自治体の声も聞いて、ほんとに農業の現場をよく知った上で、国として施策を決めていただきたいというふうに考えております。

また、尾崎知事ほか、ほかの各自治体の長とも連携を密に取りながら、佐川町としてどういう行動をとったらいいかということは、今後考えていきたいと思います。以上です。

4 番（森正彦君）

ぜひとも、この問題は、ほんとに、家族農業にとって、非常に厳し

い問題でありますので、十分、情報を集めていただいでですね、この中山間地域の農業を、生活を守っていけるようにですね、どうか、よろしくお願いしていただきたいと思います。

案外、農協のことに関しては、世間一般的に、最近、農家も減っておりますので、知られてない部分があるんじゃないかと思いますが、ここに来て、全国知事会とかそういったところで大きな反対の声が上がっておるというのは、非常に役割が大きいということでもありますので、そういう認識のもとに、どうぞ状況を注視して適切な対応をお願いしたいと思うわけでございます。

この改革案、一つ一つ捉えるとですね、まだいくつか、たくさんの反論もありますけれども、長くなりますし、今言ってきたこと、それから渡辺課長の言うてくださったこと、そういった方向で間違いございませんので、ぜひともよろしくお願い申し上げたいというふうに思うわけでございます。

またですね、この改革案に関しましては、農業委員会の見直しもあるわけでございます。このことに関してですね、どういうことが懸念されると思うか、お聞きしたいと思います。

なお、このことは、通告書は農協改革についてということでしたが、セットになっておりまして、なのでですね、通告にはありませんので、よろしければお答え願いたいと思います。多分、重要なことですので、わかっていると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

農業委員会事務局長（氏原謙君）

森議員の御質問にお答えいたします。議員が言われるように、去る5月14日、政府の規制改革会議農業ワーキンググループが取りまとめた農業改革に関する意見では、農業委員会などの見直しについて10項目と、農地を所有できる農業生産法人の見直しについては、2項目が提起されております。その中で、特に重要と思われる事項についてですが、選挙・選任方法の見直しや都道府県農業会議全国農業会議所の制度の廃止、それから権利移動のあり方を見直しや農業生産法人の見直しなどが上げられます。

その中身としましては、まず、選挙・選任方法の見直しにつきましては、選挙制度を廃止し市町村長が選任する、また農業団体などからの推薦制度も廃止する。また、農業委員は5名から10名程度の規模にし、ふさわしい報酬を支払う、や複数の市町村による事務

局の共同設置などとなっております。

これにつきまして、全国農業委員会組織の反論、意見では、「選挙制度を廃止し、専任委員に一元化することについては、農業者の代表組織や自主管理組織としての農業委員会の基本的性格を確保し、農業者の自覚や意欲の保持のためにも公選制は不可欠であり、最も民主的な選出方法である。また、公選制があつてこそ、農業委員の信任が担保され活動の基盤となっている」と反論しております。

続きまして、都道府県の農業会議、それから全国農業会議所制度の廃止についてですが、農業委員会の自主性、主体性を強化する観点から、制度を廃止するということですが、これにつきましても、全国農業委員会組織の反論、意見は、「現在、この上部団体が農業委員会の自主性や主体性を阻害しているとの現場からの事例や意見は、全くございませんし、逆に、農業委員会の活動を支え、強化するためには、組織全体の情報の共有とさまざまなノウハウの蓄積が重要であり、その機能を法律根拠のもとで、効率的に担うものとして、農業委員会、都道府県農業会議、全国農業会議所のネットワークは必要不可欠である」と反論しております。

続いて、権利移動のあり方の見直しでは、農地の権利移動許可を、法人を除き、原則届け出制とするものです。これにつきましても、農地法第3条の農地の権利移動の許可を、届け出制にするということは、農地を本当に農地として利用するか否かの検証をしないということであり、転用規制の抜け道をつくるものであると考えられます。

また、許認可制から届け出制への移行は、勝手気ままな農地の権利移動を許容することとなり、農政の重要課題である担い手への農地の利用集積の制度的仕組みを壊すことになる、と反論しております。

そのほかでは、農業生産法人の見直しが上げられます。このことにつきましても、事業要件や役員要件及び構成員要件を見直すとのことですが、これにつきましても、農地の所有権を有することができる農業生産法人については、原則として、現行の法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を堅持するべきであると反論しております。

以上のことなどを踏まえまして、全国農業委員会組織の反論、意見としまして、政府の規制改革会議、農業ワーキンググループが取

りまとめた農業改革に関する意見は、これまでの農業流動化施策推進の流れに逆行するだけでなく、農業委員会組織の役割を軽視したものであり、決して容認できるものではないとして、去る5月27日に開催されました全国農業委員会会長大会で、農業、農村の再生に向けた農業委員会制度、組織改革に関する要請を、全会一致で決議し、政府、国会への要請活動を展開しました。また、それぞれが、各都道府県選出の国会議員にも要請活動を行っております。

以上が、きょう現在の状況で、事務局といたしましても政府の動向に注意しているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

4 番（森正彦君）

私の調べたのもそういったことでありまして、この農業委員会の改革に関しましてもですね、公選制を任命制にするとか、これらなんかについては、現在、90%が選挙行われてない。だから、もう公選制は廃止するんだと。全く、短絡的な一方的な考え方であるわけでございます。

また、農業委員を5名から10名。こんなに人を減したら、佐川町のこの広い中で、その農地の管理、把握、そういったことができていくだろうか。そういったことも、やっぱり現場を知らない中央の論理であるわけでございます。

全国組織についても指導が強すぎるみたいな意見が農協のほうにもあるわけですが、これはそうではなくって、ネットワーク的に機能しておるというものであって、ただ、農政に関して、意見をまとめて反論する、提言する、そういったことは、余りおもしろくない、というような部分もあるのではないかというふうにも考えるわけでございます。

やはり、こういったことを中央の論理、経済界の論理、それで押しつけてくるというのは大きな誤りであり、国民も声を上げてですね、こういったことを阻止していかなければならない、というふうに考えます。

ほんとに、これで地方が、TPPが妥結して農産物の輸入自由化が広がっていく、稲作が、お米が非常に自由化される、あるいは関税が安くなる。そうなって、今でも米農家は、もうぎりぎりのところでやっておるわけでございまして、これ以上値段が下がると、ほんとに維持ができなくなると。さらには、じゃあ米以外のものといって

つくっておったところが、農協の経済事業が専門農協になって、非常に手数料が上がる。あるいは、その販売そのものができなくなる。そういったことになってくるわけでございますので、大きな問題として捉え、我々は、そういうことにならないように、声を上げていかなければならないというふうに考えております。

どうぞ、行政のほうにつきましてもよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、ナウマングラウンドの利用について、お聞きします。

実は、このことに関して、議会懇談会で、参加者からの意見で、多額の費用を投入したにもかかわらず、ナウマングラウンドは少年サッカーの利用以外に利用されているのが、余り目に入らない。また、鉄の戸を閉めて入りにくい。もっと一般町民が自由に使えるようにすべきではないか、という意見がありました。また、鍵がかかっているのではないかともしやうてました。そして、あれは入りにくい、との声がありました。実際は、鍵はかかっておりませんけれども。

このナウマングラウンドの活用について、24年9月の議会で私も疑問を感じていましたので、質問をしました。そのときの答弁は、将来的にどのような体育振興、スポーツ活動を目指すのか、皆さんの意見を聞きながら、計画を立てるかどうかが検討する、というようなことでした。

また、整備終了後、周知して利用拡大に努めたい、とそういう答弁でございました。計画を立てるかどうかが検討する、周知して利用拡大に努めたい、その後どうだったか、利用実績はどうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

教育次長（吉野広昭君）

森議員の御質問、お答えさせていただきます。ナウマングラウンドにつきましては、住民の皆さんに、もちろん自由に利用していただくグラウンドを、ということで整備を行っております。現在の利用状況につきましては、御質問にもありましたとおり、少年サッカーの方に、ほとんどが利用していただくことが多いです。

利用実績につきましては、平成24年度、延べ189日の稼働日数で、利用人数、こちらのほう、申請書等での概数になりますけれども、8,740人の方に御利用いただいております。25年度につきましては、同じく稼働日数で、337日。利用者の概数が3万1,308人となっております。

御質問にもありましたとおり、少年サッカーがほとんどで、以前に比べまして、成人者の方の野球であるとかソフトボール競技人口自体も少なくなっているということもありますので、今後におきましてはですね、総合型スポーツクラブ、あるいは町体育会の皆さんの御意見も伺いながら、新しくですね幅広い年代の方が楽しんでいただけるスポーツの振興にも努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

教育長（川井正一君）

利用計画のことについてもお尋ねがございました。そのとき、私がお答えしたのは、確か、スポーツ推進計画の利用計画もどうかという御質問であったというに記憶しております。それに対して、計画を立てるかどうかを含めて検討したいということで答弁をさせていただきました。このナウマングラウンドの利用計画ということでの答弁ではなかったというに記憶しております。現在、そのスポーツ推進計画については、スポーツ推進委員のほうで、策定すべく検討を進めておる状況でございます。以上でございます。

4 番（森正彦君）

もう 1 つ、周知して利用拡大に努めたいと。その周知の部分はどうのようにいたしましたでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。特段、新たな周知ということにはなっておりませんが、総合型スポーツクラブあるいは体育会の皆様に、平成 24 年度中はまだ工事が一部残っておりました。しかし、平成 25 年度以降は、完全に自由に毎日使えますということで、利用してくださいという旨の御連絡、そういった面での周知はやってまいりました。

4 番（森正彦君）

そのスポーツ推進計画、これは、いつできるようになっておりますか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。現在、ことしから検討に入った段階でございます。ちょっとまだ今年度中の策定は無理ではないかと思っております。今後、鋭意、策定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

4 番（森正彦君）

ことしから。もう既に大分始まっておるか思いましたけども。24年に聞いて、そのときにそのように答えておるけれども、始まったのはことしになったということのようでございます。精いっぱい早く、推進計画を立てて、やっぱりスポーツの振興を図っていただきたいと思います。

このナウマングラウンド、以前、この問題について伺ったところですね、そのガード、扉を閉めて、最初は鍵をかけていたわけですが、この鍵はもう、のけたわけですが、なぜかというところですね、文化センターのグラウンドのときにですね、グラウンドへ車が入って、暴走的な行為があったという、そのことが1つ。それからナウマングラウンドの駐車場をですね、利用者以外の人が駐車すると。よく町の施設はそういうふうにして、目的外の人が駐車するから、だからガードするんだというふうなことを聞きました。

私が考えるにはですね、暴走行為は多分1回きりであったんじゃないだろうかと。常時そんなことをする者はいないんじゃないかと。それから利用者以外の人が駐車する、これは、ほかの施設でもよくあることであるわけですが、それで利用をしがたくするのは、ちょっと違うんじゃないかと。やはり、ほかの施設でもよくあるんですが、駐車する場合なんかには、注意してですね、やめてもらうようお願いすると。それが本筋で、そのために利用制限するようなガードをするというのは、違うんじゃないかというふうに、私は、前から思っていたわけでございます。

何のためにつくったかわからなくなってくるというふうに疑問が湧いてくるわけです。この、ナウマングラウンド、余り、その一般町民の人が利用してない、それは町民の目にも映っておるわけですが、やはり、町民の皆さんが使いやすいような、例えばですね、これはグループが正式に使用申し込んで利用する以外の町民ということですが、グラウンドがあいているときにはですね、親子で野球やサッカー、その他のスポーツ遊びをしたり、また高齢者が安全な場所で体を動かすというようなことをさしておるわけですが、そのようにして使えたらいいのではないかなあと。

町民グラウンドのあり方的なこともやっぱり考えてみる必要があるんじゃないかと。町民にどういうニーズがある、どういうことを欲しているか、そういったこともやっぱり考えてみる必要があるのではないかというふうに思うわけです。

ここでちょっと、町長に提案をしたいことがございます。3月、4月に、合意形成型会議の手法を学ぶファシリテーター講習会がありました。この講習を、町職員を含む多くの方々が受講しています。私も受講しましたが、大変いい内容でした。この手法です、ナウマングラウンドの利用促進をテーマに会議を開いてです、町民の皆さんのさまざまな意見を聞く中で合意形成をしてです、どうしたら、ナウマングラウンドが町民の活用できるグラウンドになるか、この講習を受けた町民の皆さんや役場の職員はです、早く、実践してみたくてです、「あ、そういうやり方をやったらいいんじゃないかな」と思っていると思うんです。このナウマングラウンドの、活用についてです、合意形成型会議で、どんなことができるか、可能か、やってみたらどうかと。

どういう案が出るかわかりませんが、やっぱり看板を、もっとみんなで利用、気軽にできますよという内容の看板を立てるとか、いろいろ周知徹底の方法、あるいは、こんなクラブが利用したがつてますよ、とか、そういったものを踏まえて、利用促進のプランを立てていくと。そういったことをやってみてはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

少しお答え、私のほうから、まず。前に、森議員さんの御質問に答えたときにです、工事中に、ナウマングラウンドにバイクが入って、グラウンドが大変な状態になっていた。そういったこともあって、あれを閉めたということでございます。まず。文化センターのグラウンドではございません。

それから、町民の方の利用云々のことは、そのときは、私はお答えしたという記憶はございません。それと、もう1点。町民の利用のためのグラウンドであることは、当然間違いございません。ただ、公園ではございませんので、やはりグラウンドとして利用していただく。そういったことがまず基本になります。

公園であれば、いつでも自由に利用していただく、散歩にも。そういうことが前提になろうかと思えます。玉遊びもしていただいて結構ですが、ただ、グラウンドになりますと、基本的に、あのグラウンドを活用して利用していただく。そういったために、今現在、扉を閉めているということは、そういった夜間の暴走行為、そういった面の抑止にもつながるのではないかと。また、グラウンドの利

用者に迷惑かかる場合もありますので、そういった面で、閉めております。

それと、利用をどのようにしていくか。これはまた、幅広い視点で考えさせていただきたいと思うんですが、あくまでも公園とは違ってグラウンドでありますので、ただ、朝夕のあいておるときに、町民の皆様が自由にグラウンドの中を散歩するとか、そういう利用は大いにさせていただいて結構だと思っておりますし、はいり口も、町道側のほうには、駐輪場からはいれるように自由なはいり口もございまして、そういった入りの周知、そういった面については、今後、前向きに考えていきたいと思っております。

まず、私からは以上でございます。

4 番（森正彦君）

その、私が言っているのはですね、親子でサッカーの練習をしたり、野球の練習したり、そのことをできないかということですが。それは、公園だからできないというふうなお答えをし、今、公園じゃないからできないといったことは、私の言うたことのどこにいけないところがあるか、教育長にお答え願いたい。

教育長（川井正一君）

グラウンドでございますので、基本的に、条例に基づいて利用の許可を取っていただくようになっております。そういう意味において、自由にあいておれば使っていただいて結構なんですけどもたまたまそのときに、利用とバッティングする場合もございます。ですので、朝夕、多分使われない時間帯に散歩していただくとか、そういった利用は自由でございますが、ただ、そこを占用して野球なりサッカー、ソフトボール、そういった長時間にわたる利用は避けていただきたい。そういう意味です。

例えば、朝夕の時間に親子でキャッチボールするとか、そういったもののまでを阻害するとか、制限するとか、そういう意味ではございません。以上でございます。

4 番（森正彦君）

やっぱり、私そういうふうなことを申し上げているわけですがけれども、言葉足らずの部分があったかもしれませんがですね、やはり、あいているときにはですね、使ってよろしいよ、ということのわかりやすい周知をすべきだと思いますし、それから、今、町道側からは入れますよということですが、その町道が非常に狭くてですね、前

もおっしゃってましたが、それは、どこにあるかわからんような内容です。裏木戸から入って行きなさいよと。そういうことも含めて、非常に、この教育委員会は前向きでないというふうな捉え方をしておるわけです。できないこと、あるいはまずいことを次から次に並べてくると。そういう姿勢ですから、なかなか利用が広がらない。先ほどの、そのスポーツ推進計画なんかも、こうやって遅れてくると。非常に消極的に感じるわけでございます。

そのあたりをですね、もっと町民のためにですね、健康増進のために役立つような、あるいはですね、お年寄りなんかの、1つの、それも健康増進ですか、つながるようにすべきだと、私は思うわけでございます。

私の、教育長に関しての意見はこれですので、町長、今までの議論をどんなに思うか、それから今後どうすべきか、お聞かせ願いたいと思います。

町長（堀見和道君）

お答えいたします。まず、合意形成会議をというお話でしたが、執行部、町が主催をして、この議題について、このテーマについて合意形成型の会議を開くことは、現在考えておりません。

実際、25年度は337日利用されてます。1つのグラウンドとしては、かなりの稼働率だと思います。時間としては夜間が多いのかもしれません。昼間は土、日のサッカーがメインかと思いますが、使いたいと思う人は、恐らく使います。あいてて、親子でキャッチボールをしたい、門扉のところをあけて車入れて、また閉めて、それでも多分使うと思います。

いろいろな、その管理上の問題もあって、今、施錠はしてませんが、門扉で閉鎖をした状況になってます。それはいたし方ない部分があります。ですから、現状において、もう少し広報などで、この利用、ナウマンガウンドの利用方法、あと、裏からの駐輪場へのアプローチのこと、看板を設置する、利用しやすい、そういう部分の整備も含めて、ナウマンガウンドの利用について、利用促進についてできることは、町としてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

4番（森正彦君）

全然考えてないと。その337日、これ、数字の1つのマジックがありまして、ほとんどがサッカーと、これ、柔道なんかも入ってるが

じゃないですか。入ってない。この 337 のうちの少年サッカーで利用しているのは、いく日なのか、それと私が特に言ってるのはですね、それだけではない、町長は、使う人は使うということのようですが、町民の意見はですね、何か、使いづらいよ、と。あれは。あれほどガードしたら。そういう意見があるわけですね。で、その通用門、そこには階段、狭い、1メートルぐらいの階段で上がらなければならないと、いうことでもあるわけです。これは、ほんとに利用者向けになってるのかなあというようなことも疑問になるわけです。

今の状態で、果たして、やっぱりいいのかなあというようなことも思うわけです。もっと、こう前向きに、やっぱ利用促進を図っていくべきではないかというふうに感じるわけですが、いかがでしょう。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。延べ 337 日のうち、少年サッカーが 306 日です。従来、例えば、佐川中学校が今のところへ移って来る前の文化センターのグラウンドでもそうでしたが、まず、昼間の利用は、土、日以外はございません。やはり夜間の利用ということです。それから、この延べ 337 日と申しますのは、私どもに対して申請のあった部分でございます。利用したいということで、その利用書には、使用する人の人数、サッカーであれば 50 人とか、ソフトボールであれば 10 人 20 人という、そういう記載があるわけなんです、その累積でございます。

一方、私どもが主催する部分、それについてはこの人数に含まれておりません。例えば、3月にパシフィックオープン、ソフトボール大会がございます。あのときには、延べ9日間あそこを利用しております。試合だけではなく、その間、佐川町で宿泊等をしていただく大学等が昼間、練習試合をしたり、そしてまた平日の夜間、地元の佐川高校と練習試合をしたりとか、さまざまな利用、そういった私どもが主催する、あるいは共催でございますが、その部分はこの日数には入っておりませんので、御承知おきください。以上でございます。

4 番（森正彦君）

少年サッカー、非常に、あそこができて、自由に使えて子供たちも喜んでおります。少年サッカーのほうも、6年生が全国大会の決勝に向かって、今、練習をしておるとかいうようないいニュースも聞こえてくるわけでございます。

今、私が思うにはですね、斗賀野の子供たちは青空公園とかで、子供たちが集まってサッカーをしたり野球をしたり、そういったことができておるわけです。佐川の子供たちはどうしてるかなあ、そういった疑問の中ですね、あるいは親子でやっていたりもするわけです。斗賀野は恵まれているけども、佐川の子供たち、どうなんだろう。そのへんがあるわけでございます。

やはり、利用が、ニーズがなければ、それはそれで仕方のないことですが、やはり周知徹底とか使いやすい施設にするとかいうようなことは、やっぱりしていくべきであろうと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（藤原健祐君）

以上で、4番、森正彦君の一般質問を終わります。

ここで10分休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時35分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

1番、下川芳樹君の発言を許します。

1番（下川芳樹君）

1番議員、下川芳樹です。議長のお許しを得て、通告に従い4点ほど質問をさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

質問の前に、一言私見を述べさせていただきます。過日、NHKで、日本再生「日本の医療は守れるか？～“2025年問題”の衝撃～」という番組を見ました。

今日においても、高齢化により増え続ける医療費や医療現場の人材不足が大変問題となっておりますが、10年後の2025年には、団塊の世代、つまり昭和22年からの3年間第1次ベビーブームにより、年270万人前後で生まれてこられた世代の皆さんが、全て75歳以上の後期高齢者となります。これが、俗に言う2025年問題で、医療や介護が必要となる75歳以上の人口が、現在よりも600万人

も多い 2180 万人へと一気に増えることから、現行制度の継続が大いに心配されているところでもあります。

この問題をテーマに、医療を提供する側と受ける側から、さまざまな年代層の人たちや関連する職種の方が参加し、意見を交換しながら将来の医療のあり方をともに考えていくという内容でした。

現場の医師や看護師からは、今でも病院にかかる患者数が増えており、救急患者の受け入れに支障が出てきている。入院患者も増加し、ベッドの余裕がない。少子化の影響で医療に従事する者の数が減り確保が難しい、などの意見が出ておりました。

高齢者の皆さんからは、安心して信頼のおける総合病院にかかりたい。家族には迷惑はかけたくないんで、24 時間の看護のある病院に入院したい。などの意見もございました。一方、若い世代からは、ますます少なくなる人口で、医療制度を支えていけるのか。などと不安の声が上がりました。

国の医療費にかかる予算推計では、2014 年で 37 兆円規模のものが、2025 年には 54 兆円と、1.5 倍の上昇が見込まれております。また、医療費に占める割合では、保険料が 49%、税金・国債が 38%、個人負担が 12%となっており、これらを一律に 1.5 倍引き上げるのは、大変難しい状況だと考えられております。

高齢化の影響は、医療費にとどまらず介護の分野にも影響し、医療や介護を提供する側と受ける側のギャップがどんどん拡大する中で、増え続ける医療や介護に要する費用をどのように抑制していくのか、そのための方策を、10 年後を見据えて今から考えていかなければならないと強く感じたところでした。

どうか、町執行部の皆さんも、目の前に迫るこれらの課題を私とともに考えていただき、質問にお答えいただきたいと思います。

初めに、佐川町民プールの新たな活用について、お尋ねをいたします。

佐川町民プールは、昭和 63 年 7 月ごろから運営が開始され、今年で 26 年目を迎えます。施設ができ、四半世紀が経過する中で、施設の管理方法も町の直営から指定管理による独立採算制へと、施設の利用者の性別や年代層、また利用目的なども時代とともに変化しているように思います。

私の考えですが、プール建設当時には、小中学生や水泳の愛好家の皆さんを中心としたスポーツ振興施設としてつくられたと考えら

れ、施設内の設備やプールまでの動線が学校施設と同様であることから、足腰の弱い高齢者の皆さんや女性、障害者の方にとっては利用しづらい環境となっております。

近年は、小中学生や水泳愛好家のみならず、健康づくりなどを目的とした高齢者の皆さんや一般客の利用が増加しつつあります。特に一般客の7割から8割を女性が占めるような状況でもあり、健康志向への流れが顕著にあらわれてきたように感じます。

今後は、これまでどおりの利用方法に加え、一般客や高齢者の健康増進、けがや疾病による膝や腰などのリハビリ活用など、健康づくりの幅を広げ、医療費の抑制や介護予防につながる道を開き、町が保険者である国民健康保険事業や介護保険事業に占める、公費や保険料の低減につながる施設として活用してみてはいかがでしょうか。

活用のためには、施設内外の通路やトイレ、シャワー設備などのバリアフリー化や女性客のプライバシーを確保するために、受付の前を水着で通ることなくプールを利用できるように、屋外プールなどの空きスペースを利用した更衣室の設置や室内での筋力づくりができるトレーニングルームの設置など、新たな改修工事が必要となります。

聞くところによると、ファイティングドッグスの選手も、練習の後にサウナや風呂をよく利用しているとのことですが、トレーニングルームが併設されれば、町民の皆さんの利用とあわせて、チームを応援する佐川町にとって、よい材料となると思いますが、いかがお考えでしょうか。お答えをよろしくお願いをいたします。

教育次長（吉野広昭君）

下川議員の御質問にお答えいたします。先ほど申し上げられましたとおり、昭和63年に、町民プールにつきましては建設しております、施設も老朽化が進んでおります。これまではですね、安全確保対策等を優先して、また利便性の向上のためにも改修工事を行っております。

本年度もプールの修繕費380万円、また天井の改修工事の設計委託を182万円を予算に計上しております。施設の改修に取り組むこととしておりますけれども、御質問にありました、時代に合った施設の改修工事ということになりますと、施設利用のあり方を検討した上で、幅広い視点から整備をするように、また抜本的に改修工事

が想定されます。

当面、教育委員会といたしましては、必要なですね、改修工事を行いながら、安全かつ利便性の向上に努めるとともに、今後予想されております、ほかの公共施設の南海地震対策に備えるハード整備の進捗等も勘案しながら、プールの施設の利用また整備のあり方について検討していきたいと思っております。

教育次長（吉野広昭君）

すみません、先ほど 1,825 万と設計費を申し上げましたが、申しわけありません、182 万円の間違いですので、訂正させていただきます。

1 番（下川芳樹君）

とりあえずは施設の耐震化並びに老朽化した部分の延長というふうなところでのお考えというふうに理解をいたしました。

健康づくり、介護予防に関する機関と十分に連携することで、10 年先の転ばぬ先の杖として既存施設を活用することは、たとえ整備費を伴っても、決して高い買い物だとは思いません。佐川町に住む子供からお年寄り、障害を持たれた皆さん、さらにはドッグスの選手まで喜んでいただけるなら、こんなによいことはありません。ぜひ、具体的な取り組みを計画していただきますように、関係機関の皆さんと意見を交換しながら進めていただきたいと、このように考えますが、町長、いかがでしょうか。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えいたします。議員のおっしゃるとおり、やっぱり健康増進を今ある施設を活用して図っていくと、町として積極的に取り組みをしていくということは大切なことだというふうに考えております。

まずは、現状の、プールの天井板、これは大規模空間の建物ですと、震度が大きいときに天井板が外れて落ちて、下にいる方に被害を与えるということで、この前の東日本大震災のときでも東京都内でも大きな事故がありました。

まずは、危険性の高い天井板の耐震化、これに向けて取り組みを速やかに進めていくと。その後で、健康増進に向けての改修、必要であれば、それを優先順位をつけて、計画立てて取り組んでいきたいと。バリアフリー化の目的で、例えばスロープをつけるとか、そのぐらいの対応で済む部分があれば、それは、ほかの工事とあわせ

て改修していいでしょうし、それ、全体の計画を見ながら、予算とにらみ合わせて、施設の改修、整備に向けて進めていきたいというふうに考えます。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございます。介護保険制度も2年後には大きく変わろうとしております。このような中で、やはり、今後どんどんどんどんその介護予防につながっていく高齢者の皆様が増えていく状況の中で、既に、お隣の愛媛県のほうでは、プールを活用した介護支援もしくは介護予防、そういう介護予防事業の取り組みも進んでいるというふうに伺っております。そのあたりも含めてですね、十分に、今後の10年先のことも考えていただきながら、施設の活用については検討していただきますよう、お願いをいたしまして、この質問は終わります。

続きまして、かわせみの駐車スペースについて、お尋ねを申し上げます。

毎年かわせみで実施している特定健診並びにセット検診のときの駐車場が大変手狭なため、健診以外で来庁される方や周辺の住民の皆さんに、御不便をおかけしているように思います。かわせみは建設当時より駐車上の面積が狭く、職員駐車上も施設より400メートル近く離れたところがございます。また、以前までは、社会福祉協議会の業務車両をかわせみの駐車場にとめておりましたが、来庁される皆さんへの配慮から、かわせみの裏側に社協専用の駐車場を確保しております。

かわせみは、御存じのように、町民の福祉や健康のためにつくられた施設であり、赤ちゃんから高齢者、障害を持たれた皆さんにとって大切な施設です。健診のときには、多くの皆さんに気持ちよく受診していただくとともに、通常の来町者にも十分配慮しながら業務を進めていく必要があります。

小さなお子さんを連れのお母さんや、歩行が辛い高齢者、障害者の皆さんは、施設になるべく近い駐車場が必要です。健診に来られる皆さんも高齢化が進み、遠く離れた場所から歩かれるのも大変です。車がとめられないから、かわせみに行くのはやめよう、などということになっては大変です。

施設本来の機能を十分に生かすためにも駐車スペースの確保をよろしくお願いいたします。質問に入ります。

まず、町民課長にお尋ねをいたします。佐川町国民健康保険事業の平成 26 年度当初予算額は、約 19 億円。同じく、後期高齢者医療事業は、約 2 億 2,000 万。ともに右肩上がりで増え続けております。先の私見でも申し上げましたが、10 年後の医療費は 1.5 倍に膨らむとの国の予測が出ており、これらを抑制する方法の 1 つとして特定健診が考えられます。

保険者である町の担当課として、国保の被保険者数や特定健診受診対象者数、受診率などを交えながら、特定健診の具体的な内容と現在の取り組み状況をお答えいただきたいと思います。

町民課長（麻田正志君）

下川議員の御質問にお答えさせていただきます。まず、国保の被保険者数についてですが、平成 26 年の 3 月末現在で、国民健康保険に加入していただいております国保被保険者数は 3,829 名ということになっております。

特定健診についてですけれど、平成 25 年度に実施されました特定健診におきまして、対象となられた方の人数につきましては、2,743 名、うち受診をいただいた方につきましては、801 名。受診者数につきましては、29.2%というような状況になっております。

特定健康診査につきましては、既に御承知のように、平成 20 年度から高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、医療保険者に対して 40 歳から 74 歳の加入者を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われているものでございます。具体的には、糖尿病等の生活習慣病の発症におきましては、内臓脂肪の蓄積というものが関与しておりまして、肥満に加えまして高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなると。

従いまして、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防する目的としまして、先ほども申しましたメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うということになっております。

国保担当課の町民課におきましても、義務づけられております特定健診につきまして、本年度におきましても 6 月の 12 日から、かわせみのほうで実施するようにしております。受診率の向上につきましては、過去の年度において未受診の方について、電話等による勧奨等を行ってきておりましたけれど、今現在、先ほども申しました

ように、29.2%と受診率については低くなっております。

町からについての啓発も非常に重要なこととは思いますが、根本的には住民の方一人一人が、御自身の健康を考えられて、特定健康診査だけではなく、1年に1回の健康診断、あるいは人間ドッグ等において管理していただき、それをさらに支援するということで、特定健康診査並びにいろいろな啓発活動を行っていきたいというふうに思っております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。おっしゃるとおりでございます。29%から、どんどんどんどん受診率を引き上げていく、それにはやはり、行政の力以上に住民の皆さんの協力、それから意識の改善というものが必要であろうというふうに思います。

それでは次に、会場であるかわせみの管理と健康づくり、介護保険事業を担当いたします健康福祉課長にお尋ねをいたします。

佐川町の介護保険事業も、当初予算額は17億7,000万円と右肩上がりで毎年上昇しております。介護に係る国の予算予測では、医療費に増して厳しい状況にあり、10年後には、何と2.1倍へと膨らむ結果が出ております。

このような中で、特定健診による事業効果は国民健康保険だけではなく、介護保険にも大きく影響を及ぼすと考えられますが、いかがでございましょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

下川議員の御質問にお答えいたします。先ほど、町民課長も申しましたとおり、特定健診の受診率というものは、佐川町、現在伸び悩んでおります。健康福祉課としても、単に受診率の動向だけではなしに、おっしゃられたように10年後、20年後を高齢者がどんどん増えていく中で、当然、介護、要介護認定者も増えていく、そして介護サービスも、受けられる方も増えていく、と想定されます。

その中で、いかに介護保険にかかる予算、そういったものを抑制していくかということを考えた場合に、やはり、1つはやっぱり健診を受けていただいて、みずからの健康というものを自分のものとして考えていただく。そのきっかけづくりとして、やはり健康福祉課としても、受診率の向上、かわせみのほうのそういった駐車場の問題もありますけれども、広報等を通じて、自分の健康は自分で守る、それから健康増進計画というのも佐川町立てておりますが、各

団体と、いろんな連携をさせていただく中で、行政だけじゃなしに各団体と協力させていただいて、健診受診率の向上に努めていきたいと考えております。

1 番（下川芳樹君）

ありがとうございました。今後においても受診率の向上を図ることが、健康づくりや介護予防につながると思われ、受診会場であるかわせみの利便性を図ること、これは大変重要であると考えます。そこで、町長にお尋ねをいたします。

保険者である町の責任は、被保険者の健康や老後の生活を守ると同時に、保険事業の適切な運営を図ることで、保険料を支払う町民の皆さんにとって適正な保険料の維持に努めることだと思います。しっかり健診ができるように、施設の駐車スペースを確保することは、町の責任です。どうか、町長のお考えをお聞かせください。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。担当課長とも話しをしておりますが、特定健診のときの臨時的なものであれば、今のままの対応でもいいけるかもしれないということですが、今後、かわせみの利用形態等踏まえて、もし、定常的に確保しないといけない駐車場が必要だということになれば、それは検討していかなきゃいけないというふうに考えております。現時点では、今のままの体制でいけるのではないかというふうに考えております。以上です。

1 番（下川芳樹君）

現状では、約 30%未満の皆さんの受診というところでは、何とか、今のままで動いているというふうな御回答だと思います。しかしながら、かわせみ周辺というのは、どんどん宅地化も進んでおりまして、今、確保している駐車スペースについても、将来的に、宅地化していく可能性もございます。将来、受診者が増えて、周辺に駐車場を確保しようって思ったときに、もう既に、そういうスペースは全部、家が建ってしまってなくなっているというふうな状況も考えられますので、ぜひ、そのような状況も踏まえて、駐車場については御検討いただきますようお願いをいたしまして、この質問は終わります。

次に、町道の舗装の補修計画や維持管理について、御質問したいと思います。町内の重要な生活道である町道舗装の傷みが目立ち始めております。町内の町道には、高度経済成長期より新設工事や改

良工事で計画的につくられてきた町道と、農道や林道、私道であったものから、道路周辺の環境変化により、町道として認定されたものなど、たくさんの路線が存在し、町民の生活には欠かせない生活道として、日々、重要な役割を果たしております。

その町道の舗装が、完成から久しく年数が経過したことや、完成後に施工された水道工事などの影響で、ひび割れやめくれなどの劣化が目立ち始め、通行に支障を来す箇所が出てきております。これに対し、町は安全面に配慮し、危険箇所の速やかな補修や地元への材料支給を行い、安全確保に努められております。

しかしながら、ばんそうこうを張ったようなつぎはぎだらけの路面では、十分な安全確保が保障されず、すぐ別の箇所の補修を行う必要があります。これは、通行する住民にとって大変煩わしいことです。経済的な課題もございますが、路線ごとに全面舗装工事を実施すれば、次回の改修時期などが把握でき、計画的な路線管理が行えます。町内の一部の路線では、全面的な舗装工事を実施されていきますので、舗装関連の補助金もあるように伺えます。

産業建設課長にお尋ねをいたします。町において、具体的な路線における全面改修や維持修繕の年度計画などがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

産業建設課長（渡辺公平君）

お答えいたします。町道の舗装関係でございます。議員おっしゃるとおり、傷んでおる箇所もございますし、傷んだ箇所をレミファルト、ばんそうこうのような状態になっておるところもございます。そこで、ずいぶん以前からやられたのを、やはり財政的な裏づけもありますし、計画的にやっていかないきません。

つぎはぎでは、なかなかすぐにもいかなりますし、そこで、昨年度までに、佐川町では、路面正常調査というものを行ってまいりました。予算案のときの勉強会でも説明させていただいたと思いますが、舗装路面のひび割れや凹凸などの現状を調査し、道路維持補修の基礎資料を作成する、また交付金事業、道路関連の交付金事業を活用した舗装路面の計画的な舗装修繕、こういったものを行っていくために路面正常調査を行ったところでございます。

現在、佐川町の町道は、**267**キロメートルございます。これ全て、乗用車が、車が通れるような道かといいますと、そうではございません。議員御存じのとおりだと思いますが、未舗装の道路もありま

すし、車の通らないような町道もございます。

そこで、未舗装の道路とか車が進入できないようなところを除く 178 キロメートル、これについて路面正常調査をしたところでございます。もちろん、この調査は専門の業者のほうに委託して実施したところでございますが、この調査結果では、ひび割れ状態の調査、数年以内に修繕の必要がされるというところが、先ほどの 178 キロのうちで、11.4 キロございました。これは、数年以内に修繕をしていかないかんところ、残りのところは、数年以内ではないですが、近い将来、将来的には当然、修繕をせないかんというところでございます。

また、凹凸調査というのもございまして、これは、修繕が数年以内に必要になってくるのが 7.6 キロというような状況が結果が出ております。それ以外のところは、数年以内の修繕の必要はないところですが、これも将来的に必要になってまいります。

そこで、この路面正常調査を行うことによりまして、国の社会資本総合交付金事業、これは拡幅などの改築の場合にこの事業を使い、また、防災あるいは修繕の場合には、防災安全交付金事業というのがございますが、これを活用して 29 年度までに今言いました数年以内に修繕をせないかんところ、重複もありますので、15.53 キロメートルにつきまして、29 年度までに改築あるいは修繕をやるように計画を立てておるところでございます。

また、これ以外のところ、これはもう全て耐用年数という、同じような状態で路面が悪化してまいりますので、将来に、舗装修繕が必要になってくる路線、こういったところについても路面正常調査をもとに、順次計画的に、この修繕を実施していかなければならないというように考えております。

とりあえずは、数年来に修繕を必要とされる箇所について、29 年度まで国の交付金事業を活用して計画的に修繕、改築を行っていただけるようにしておるところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

1 番（下川芳樹君）

詳しい説明をありがとうございます。ただ、178 キロというふうなところが調査対象で、その中の 10% 程度が改修の対象になっているというふうなところでございます。

今後、交付金がどのような状況になるのかというふうな心配もご

ざいます。ぜひですね、全体的な道路管理という観点から、町道台帳などを活用して、路線ごとの事業計画というふうなものを作成していただき、十分に舗装管理ができるようお願いをしておきたいと思います。

また、今後の状況なんですが、心配される震災などの影響で、町外から津波などの心配のない佐川町へ住宅を新築される方が、最近増えているように思われます。これまでよりも多くの宅地転用や開発行為が心配されます。

将来を見据えた土地利用計画や都市計画のゾーニングを考えると、そのような対象エリアをつなぐ基幹道路となる路線には、当初より水道管の埋設を行うなどして、指定エリア、指定したエリアに宅地を誘導するとともに、舗装工事への二重投資を軽減し、きれいな舗装を提供することができます。計画に知恵を出すのはただでございいますから、みんなの知恵を大いに出し合って、将来に悔いの残さない計画をつくっていただきたいと思います。この質問は、以上で終わりたいと思います。

最後の質問でございます。

本年度から策定作業に入っている佐川町総合計画について、お尋ねをいたします。

佐川町の 10 年先を見据えた、この計画への行政が考える柱と、この計画に町民の皆様の意見を反映させるための手法、今後の進め方について、新しくできたチーム佐川推進課の課長にお答えを願います。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えします。まずは、柱の部分についての御質問ありましたので、町長として回答させていただきます。

28 年度からの 10 年間の町のありようを定める総合計画を、2 年間かけてつくっていかうということで取り組みを始めました。10 年後の佐川町の幸せが、幸せ度合いが、より大きく、できれば最大化されていく、そのためにどのような町政運営をしていけばいいか、その羅針盤となるものが総合計画になります。

総合計画を策定する過程で、一番大事に考えていることは、より多くの住民の皆さんに関心を持っていただいて、総合計画づくりにかかわっていただく。また、そのプロセスを見守っていただく、そのことが大切であるというふうに考えております。

マザーテレサも、愛の対局にある言葉は、無関心だというふうに言われております。この総合計画づくりに、住民の皆さんが無関心でいるということ、一番、私は危惧をしております。この佐川町に愛情を持って、佐川町の行く末をみんなで考え、一緒になって総合計画を策定をしていく。みんなで関心を持って総合計画をつくっていく、つくったものを実行していく。そこの部分を1つの柱にして取り組んでいきたい。

そのためにも、今年度、21カ所で地区懇談会をさせていただきます。前向きな、主体的な意見を聞かせていただきながら、その意見も参考にして、総合計画を策定していきたいと、そのように考えております。

この進め方等、詳細につきましては担当課長から説明をさせていただきます。以上です。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、私のほうから総合計画の手法と進め方について、お答えをさせていただきます。先ほども町長が申しましたが、平成26年度、27年度の2年間で策定いたします第5次佐川町総合計画についての取り組みでございますが、町長の行政報告でも申し上げましたとおり、先月、公募型プロポーザル方式により計画策定委託業者を選定いたしました。

委託業者は株式会社博報堂で、その中のプロジェクトチーム、イシュープラスデザインが策定の主担当となります。イシュープラスデザインのリーダーであります寛裕介氏は、ソーシャルデザインの専門家で、総務省地域人材ネットの地域創造アドバイザーの登録者でもあり、社会的課題や地域課題の解決策を住民とともに見つけ出していくものであります。そのプロフェッショナルと言え、計画策定の実績も全国において豊富となっております。

今回の策定に活用するソーシャルデザインは、住民の意見を計画策定に反映させていただく方法であります。具体的に、住民の方々にかかわっていただく作業につきましては、まず、今月中旬から、住民約1,000名程度を対象といたしました住民アンケートを実施します。その後、各地区に出向きまして、職域また地域ごとのインタビューを実施いたします。

そして来年からの予定となりますが、地域住民の方々に参加をいただき、ワークショップを開催することとしております。こうした

場を通じて、住民の方々とともに計画策定に向け、町の未来図を描き、その実現のために何をすべきかを検討し、策定に取り組んでいきたいと思います。

また、先ほど町長が申しましたが、今月下旬から 21 カ所で開催します地区懇談会におきましても、住民の方々からの御意見をいただきながら、総合計画策定に反映していきたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いします。

1 番（下川芳樹君）

これまで、私のほうより 4 つの質問をさせていただきました。いずれも、長期的な展望をもって進めていかなければならない大きな柱を踏まえております。

初めに、団塊の世代についてお話をいたしました。年間の出生者数が 270 万人前後の時代から、現在は、これもこの前の新聞に載っていたんですが、102 万人。いくらベビーブームだとはいえ、当時の 40% にも満たない平成世代が、このまま何もしなければ、圧倒的に多い昭和世代の高齢社会を支えていかなければなりません。

これは、単に国民健康保険や介護保険への影響のみならず、今後の労働力人口の減少を意味することから、行政を支える税収や地域活動にも大きな影響を及ぼすこととなります。

過去の人口構成を変えることはできませんが、未来については、しっかりとした計画と、それを推進していくみんなの力で変えていくことができます。どうか、佐川町に今ある現実と、予測できる未来とを十分に勘案しながら、総合計画の策定をお願いいたします。

最後に、総合計画における行政の柱として、増え続ける社会保障費の抑制策を、町民の皆さんとの協働で実現していただきたいと考えます。

医療費や介護費については、健康づくりや介護予防などを通じて、行政と町民の皆さん一人一人の努力で、軽減することが可能です。行政は、健康づくりや介護予防のきっかけとなる健診や情報提供、またその行動に取り組める環境の整備をしっかりと行う必要があります。

町民の皆さんには、自分自身や御家族の健康に責任をしっかりと持っていていただき、健康で元気に暮らし続ける努力をお願いいたします。双方、協働して取り組むことにより、保険事業に係る公の費用や個人負担を減らし、有効に活用できる予算を生み出すことで、みんな

のまちづくりを進めていただきたいと思います。

そのためには、行政の考える柱を示す必要があり、これから始まる地区懇談会、また、先ほど、計画の流れを示していただきましたそのような流れの中で、町民の皆さんの意見を聞くだけでなく、行政の考え方をしっかり伝える行動を、ぜひ、起こしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、1番、下川芳樹君の一般質問を終わります。

引き続き、5番、片岡勝一君の発言を許します。

5番（片岡勝一君）

議席番号5番、質問通告上順5番、片岡勝一です。議長のお許しをいただいて、2問の質問させていただきます。

まず、1番、防災無線の活用について、去る3月14日、午前2時過ぎ、愛媛県伊予灘で、震源マグニチュード6.2、宿毛市では震度5弱、佐川町では震度4となっておりました。目が覚めて電気をつけますと、揺れがおさまったので、山崩れ、または落石でもあるかどうかと聞き耳をたてましたが、余震もなく何事も起きなかった。ラジオ、テレビは繰り返し放送していました。私宅の養子の郷里が愛媛県南予にありまして、母親が1人で住んでいるものですので、その当家の家が倒壊とか、そういうことはテレビ、ラジオで放送はなかったので、一安心して寝直しをしまして、早朝に電話しましたが、無事だということで安心しておりました。

しかしながら、自宅には携帯と固定電話に、地震後即刻、電話があったらしいが、全く知りませんでした。朝、電話がかかり、固定電話と携帯に心配で名古屋から電話したが、誰も出ない。無責任だと、緊急事態が発生したときにはどうするのかと、しかられました。そのときは、居間だけで使用する電話だけとなっておりました。「そうだ、そのとおりだ」と言って、充電器と一緒に、2階に置いて、固定電話の子機も並べて置くことといたしました。

この反省はしておりましたが、すぐ、後日、おしかりの言葉がまたございました。「3月14日未明の地震後、防災無線で放送しなかった、どうしてなのか。夜間の放送はしないのか。夜間の放送する予定はなかったのか」以前には日中に緊急放送したが、誤報で空振りだった。しかし、その誤りの放送についての苦情は聞いておりま

せん。反対に、慰めの言葉で「いざというときの練習になってよかった」という声を聞きました。

3月14日未明の地震で、須崎でも避難したと聞いておりますし、黒潮町では150人が、高台や空き地に避難したと言っております。本町で被害があったとは、私はそのときには聞いておりませんでした。津波はないにしても、山津波という山崩れとかがあり、落石、道路のひび割れ、陥没、崩落、ため池の水漏れ、または決壊、建物の破損、家具の転倒、出火の注意、また、慌てふためき転倒、道路に飛び出して車に衝突するとか、いくらでも注意することはあったと思われるが、夜半ならば、あらかじめ何種類かの、テープかなんかに吹き込んで放送する方法などなかったのかというお話もございました。

津波ばかりが災害ではないと、十分承知をしているはずですが、何もしないでは、防災無線を設置している意味がないともおしかりの言葉がありました。我が家でも家具、電気製品の転倒落下防止策も完全ではないにしても、順次行っておりますが、高知市では、75歳以上または障害者のいる世帯の方が家具を固定したい場合、学生ボランティアが器具を無料で取り付けの制度をスタートさせていると言っております。

佐川町の家具の固定など、指導しておりますが、繰り返し指導していかないと、すぐに忘れたり「まあいいか」で済ましかねないと思われるが、今後の取り組みはどのようにするのか、関係者の答弁を願います。

総務課長（横山覚君）

片岡議員から、去る3月14日午前2時7分、伊予灘を震源といたします地震が発生した際に、町内の防災行政無線による緊急放送がなかったことにつきまして、お尋ねがございました。

町の防災行政無線システムでは、町内に、震度4以上の地震が発生した場合に、J－A L E R T、いわゆる全国瞬時警報システムから受信した緊急情報を自動的にシステムを起動して、放送を行いまして、瞬時に町民の皆様へお伝えするという事としております。

しかしながら、その伊予灘地震の際には、このシステムが起動せず、放送が行われませんでした。原因を確認いたしましたところ、その昨年11月29日に、J－A L E R Tの一斉情報伝達訓練を行いましたときには、自動起動により問題なく放送がされたところで

すけども、その後、何らかの理由によりまして、起動設定が自動運用から手動運用に切りかわっていたため、3月14日の伊予灘地震の際には、自動で立ち上がることができませず、放送が行えなかったということが判明をいたしました。

この11月の訓練時には、J－A L E R T機器の保守を担当する事業者が点検を行っておりましたので、この事業者に確認をいたしましたところ、点検のために1度手動に設定したが、点検終了後に自動起動に戻した。作業確認表にも記載がある、との回答でございました。町の職員も普段は操作を行うことのない機器でありますため、いつ、どのようなことで手動設定に切りかわったのかは、結局のところ不明でございます。

いずれにいたしましても、緊急情報が確実に伝達されることによりまして、被害の抑制など、大きな効果が発揮されるものであります。今回のことにつきましては、深く反省をしているところであります。今後は、このようなことがないよう、定期的な確認を行うなど、しっかりと管理をしてまいります。以上でございます。

それから、家具の固定等につきましては、また広報等でお知らせ、周知をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

5 番（片岡勝一君）

自動装置が手動装置になっておったということで、次からは気をつけるということだと思いますので、ぜひ、2度とないようにお願いいたしたいと思います。

自分たちも、忘れてはいけないと思って、災害を忘れてはいけないと思って、先ほども言いましたが、家具の固定などもやっておりますが、たびたび、繰り返し、放送なり、いろいろとやっていただきたいと。私などのようなルーズな者はすぐに忘れますので、たびたび連絡をしていただきたいと思ひまして、1問目の質問は終わります。

2問目の、独居者の見守り対策について、でございますが、ここで書いておりますが、佐川町で独居者が、老人でもないのに死亡していて、10日間も経過していてやっとわかったという話は、本町ではないと訂正がありましたので、報告いたしております。

今の時代は、子供に迷惑をかけたくないし、子供は子供の生活があると考えて、みんな生活をしておるのは最なこととは思いますが、核家族化が急激に進んでおり、佐川町のみならず、高知県、日

本全国でも悲惨なことが起きております。

それもそのはずでございます。個人情報だからマル秘だとか言って、住所は教えない。電話番号も公表しない。電話かけるのは非通知でかける。そして、まだその上には、在宅なのに留守番電話にしている。それもわからないではありません。悪質な押し売り、嫌がらせ、脅しなどがあり、かかってきた電話には出ない人もおります。また、面倒だからと携帯は自分の用件のあるときのみ電源を入れて、あとは切るという人がいるという始末でございます。

生きていくのは勝手だから、干渉しないでほしいというのはわかるけれども、結果は気の毒なことになりかねないと思います。そして親類はどうかというと、折り合いが悪くて、行き来がないという人もたくさんおります。

こんな例がございます。最近、顔を見ないがと思って行ってみても、鍵がかかっていて返事がない。相手は女性なので余り声をかけるのもよくないかなあと思い、そのままにしてあったが、体調がよくなり、やっと戸外に出てきたという例がございました。困ったことに、個人の勝手だからといって、家に立てこもるような人なので、どうしようもなかったと、近所の人がっております。

もし、1人で家の中にいて病気やけがをしても、誰かを呼んで手当が早ければ、ああよかった、軽くて済んだということとなるが、私も、外で仕事をしてまいりましたが、1人で仕事をするな、助けてくれる人がいないからと指示されましたし、またそういうことも言ってまいりました。

いつも複数で作業を行いましたが、数年か前のこと、独居老人宅に電話しようにも電話番号がないので、訪ねて行って聞き出したことがあります。すると、別居している息子から公表していない番号を探し出して、どうして電話したのかとおしかりの電話がありました。それは、配り物をしても、ポストから出した形跡があるし、在宅なら、元気かどうか確認する必要があるから本人に聞いたと説明すると、理解してくれたのかどうかは、そのことは別として、その後何事もなかったように交流が続いております。その独居老人も先日、息子が入院したらよいというので、しばらく病院へ行ってくるというので先日電話がございました。

民生委員さんもいつも近所にいるとは限らないし、留守のときもあるはずなので、非常時には近所の人が一番先に気がつくし、留守

すると連絡をとると見守り者も安心することになります。

もう1つ、数年前の経験でしたが、近所の独居老人宅に、発信機があり、近所の私がかけたことがございました。別に何事もなく、これも誤作動であったと思われましたが、それはそれでよかったと思っておりますが、その後、どのように進化したというか、どのような連絡方法をやっているのか、ほかにも独居者の見守り方法についてお聞きしたい。

そして、この例のほかにもう1件だけ。認知症で徘徊症状もある人が、道ばたにある花を取り、果物もポケットに入れ、両手に持って、この土地はもと自分宅の所有であって、売り渡したけれども、ほしいものはいくらでも取っても構わない。という約束であったので、こうして持っているが、欲しければあげると言って、渡してくれる人がおりました。

そうかそうかと言ってあげておりましたが、ある日、突然姿が見えなくなり、消防団、警察、地域住民の方々が探したが、数日後、遺体で見つかりました。家族がいても、近所の人がいても、認知症とわかっていても防げなかった例であります。

家族の方も毎日無事に帰っていたので、きょうも無事だと思うのが当然であろうし、当人が許しがたい害を他人に与えない限り笑って済ませてはいるが、このような事故があると、本人、家族にとっても不幸な結果にならないように、近所の方、地区の世話人さんも含めて、もっと多数の方で見守っていく必要があると思われませんが、行政側としては、見守りの体制は、どのようなになっているか、お伺いします。また、最近、はやっておりますが、GPSなどの活用の検討などはどうでしょうか。という質問です。関係者の答弁をお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

片岡議員の御質問にお答えいたします。まず、独居、主に高齢者の方の見守りの部分でございますが、まず、佐川町におきましては、基本的には地区の民生委員さんであるとか、あるいは地域包括支援センター、それから町の保健師、あるいは、これは契約の関係になりますが、郵便配達員による見守りであったり、それから社会福祉協議会、あったかふれあいセンター、地域のボランティアの方々、こういった方々の重層的な見守りの体制によって、特に、お一人暮らしのお年寄りの見守りという体制を、ネットワークを組んでおり

ます。

それから、最近は、防災の関係で、災害時の要援護者の台帳の登録であるとか、それから、まだ取り組みが具体的になっておりませんけれども、先ほど片岡議員がおっしゃいました、例えば近所の見守り、そういった部分の体制の、こういった仕組みができるかということも社会福祉協議会であるとか、あるいは総務課の防災担当、そういった担当と連携をして、仕組みづくりを、取り組みを始めております。

これは自主防災組織の皆様とかと連携をするというような形になろうかと思えますけれども、いずれにしても、そういった重層的な取り組みを進めることによって、見守りをつくっていくということにしかないかというふうに思っております。

これは高齢者ということだけではなしに、最近ではですね、いろいろ社会紙面にぎわす、高齢者だけじゃない、例えば、引きこもりであるとか、小っちゃいお子さんを抱えた母子の方であるとか、そういった方々についても、見守りといいますか地域の支え合いというのが必要になってきますので、そういったところも含めて、今後は検討していく必要があるかというに思います。

もう1つ、認知症の方の対策、行政としての対策はどうかということですが、これは先ほどの御説明をした見守りに加えまして、佐川町としましては、佐川SOS高齢者事前登録制度というのを平成24年度から制度化しております。

これは、認知症であってですね、徘徊、それから徘徊の恐れのある方が、御家族等の事前登録という形で、お名前とか住所もちろんですけれども、顔写真であるとか、立ち寄る先、そういった想定される先とか、いろんな個人情報を登録していただきまして、町の健康福祉課、それから社会福祉協議会、警察、消防、各関係機関のほうへ事前登録して、その情報を共有しているという制度です。

これについては、現在、累計して登録者数としては12名。現在、今現在登録されている方は7名ということで、決して多いとは言えないかもしれませんが、この取り組み、24年度に始めましたけれども、当時は、県内でこういった取り組みを始めたというのは、恐らく初めてではなかったのかな、ちょっと、記憶定かではないんですけれども。これは、県外の取り組みの事例を参考にさせていただきまして、佐川町が取り入れた町独自の取り組みです。

ちょうど、きのうあたりですね、報道等でもありました厚生労働省が認知症者の行方不明者対策、こういったものを全国調査をするという報道もありました。その中でも、こういうＳＯＳの高齢者登録制度についても調査をするというようなことがあっております。

そういったところで、町としましては設定事前登録制度備えておりますけれども。ただ、12名、これなかなかですね、先ほど申し上げましたとおりに、個人情報的な部分を、家族の方が認知症と認めて、なおかつ情報を各関係機関に提供するということで、なかなかハードルが高いと言うたらあれですけども、そういった部分で、少し、登録者が増えていないという事情もあるかもしれません。

いろんな場面で、こういった制度がありますよということで、健康福祉課とか包括支援センター、周知を図っております。この点については、今後、ますます議論といいますか、ほんとの地域の課題にもなってくると思いますし、何より家族、それから地域の皆様ですね、認知症に対する理解、促進と、そういったところも含めて、登録制度のこういった、佐川町ありますよということで周知を図っていききたいというに考えております。以上です。

5 番（片岡勝一君）

それから、先ほど言っていました、質問には書いてなかったから答えが、どうも答弁がなかったと思いますが、GPS装置とかいうことでも、もっと私たちも知っておいたほうがええかなあと思って、衛星から居場所がわかるという装置のこととか、それともう1つ、4月から人材センターの方がサポートするというお話を聞きましたが、それは、その話はどうでしょうかね。ヘルパーさんのサポートをするということで、ちょっと聞きましたけども、私は、ええことかなあと思っておりますが、そのお話、わかる方がおいででしたら、教えてください。

健康福祉課長（岡崎省治君）

すいません、答弁漏れがあつてですね、GPSの問題については、以前から、そういった取り組みをしている自治体があるということでも私、健康福祉課としても研究等進めておりますけれども、現時点ではですね、佐川町でそういった、行政のほうで、例えば貸与するであるとか、もうそういったことについての取り組みは考えておりません。

それからちょっとすいません、人材センターですか、そういった

ところでは、私ちょっと承知をしてないので申しわけございませんが。ちょっとわかりかねますので、申しわけございません。

5 番（片岡勝一君）

私が言うてもいきませんけど、聞きながら言うてもいきませんけど、人材センターの方が4月から、ホームヘルパーさんを補助するということを聞きましたけど、ヘルパーさんがしないようなことを応援すると理解してよかったのかどうか、かなあと思いながら相談しゆうところです。

町長（堀見和道君）

片岡議員の御質問にお答えさせていただきます。恐らくシルバー人材センターさんの件だと思いますが、町と見守りについての協定を締結させていただきまして、それも重層的な見守りをさせていただく中の1つとして、シルバー人材センターの組織にも、協定を通してお願いをさせていただいたということになろうかと思います

あと、GPSの件、今、いろいろ研究はしております。いろいろな装置、いろいろな会社の提案したシステム等、ほんとに数は多くあります。採用してうまくいってるところもあろうかと思いますが、うまくいってないところもあるようです。しばらく、町としては情報を集めて研究はしてみたいというふうには考えております。以上です。

5 番（片岡勝一君）

今後、また、私たちも失敗のないように自分たちも、徘徊者も気をつけて見守りをしていかなきゃいかんと思いますので、また今後ともよろしく願いいたします。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、5 番、片岡勝一君の一般質問を終わります。

ここで 10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 45 分

再開 午後 3 時 57 分

議長（藤原健祐君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

12 番、今橋寿子君の発言を許します。

12 番（今橋寿子君）

12 番、今橋でございます。今、日本の社会には大きな問題が山積していますが、その中でも、少子高齢化による人口減少は、地方行政にとっては一番悩める課題だと思われまますので、通告に基づきまして3点ほど質問させていただきます。

質問の前に、私の所見を少し述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

今の世の中は、資本主義の1つの弊害として、行き過ぎた競争社会は、何事も物質優先主義となり、本来、人間が生活するための1つの道具であるお金そのものにとらわれ過ぎ、通常、学歴が高く、苦勞知らずの高い地位にいる方や、いろんな意味で汗をかかないでもうけようとする頭でっかちの若者は、地道な努力も避け、マネーゲーム等に走ったり、また核家族によるお年寄りの心のすき間に忍び込むオレオレ詐欺もますます巧妙化して、一向に少なくなりません。

それにより、お年寄りの方々も、未来ある若者を信じる力が希薄になってまいりました。また、まじめな方で優等生だと思われる方々は、自分に抱えきれないストレスで悩み、精神的な病気になっています。

また、医学は急激に進歩して多くの命が助かっている反面、文明の発達とともに生活の便利さと引きかえに、交通事故や不慮の事故死、また地球環境の変化による想定外の災害、いじめ、虐待による死、またみずから命を絶つという方が、1日に30人ほどもいる。

こうして、尊い命が失われていくことは、人口減少の大きな問題であります。また、経済成長というつけとして国民1人当たりの国の借金が800万円。生まれたときから800万の借金の荷を負わされている子供。また、集団自衛権の名のもとに戦争の予感さえする昨今、子供の将来を心配して、子供を産み育てていくことに自信がないという若者もいることも人口減少の大きな原因であると考えます。

しかし、ただ人口が多いだけにこだわる見方もどうかと考えます。例えば、アフリカ等の抱える問題、またブータンの幸せ度の考え方など、グローバルな視野も大切だと思います。こうした背景のもと、これからの課題をできることから取り組んでいくことは、一人一人

の向上心であり、一人一人の人間力アップしかありません。

しかし、自分のことは、自分が一番わかっているようで、自分の後ろ姿が見えないように自分のことはなかなか見えません。人のことも、自分の先入観で見ているので、自分以上にわかりづらいのではないかと思います。私も自分の立ち位置をしっかりと見つめながら、町長の目指すチーム佐川の一員でありたいと考えていますので、通告に基づいて3点ほど質問をさせていただきます。

まず、1問目は、町長は佐川町の一番の宝物は、佐川町に住む人だと言われ、いろんな手法を考え取り組まれておりますが、まず核となる役場の職員の人材育成について、その取り組みをお尋ねいたします。

初日の町長の行政報告において、おおむねアウトラインはお伺いいたしましたが、今までに何名かの議員が質問をいたします折、丁寧に御答弁をくださいましたが、通告もいたしてありましたので、改めて質問をさせていただきます。

佐川町の職員の定数は限られている中で、国や県の動向にも左右され、事務量も多くなり、コンピューター機能についても弱点もあり、個人のメンタル面の問題もあり、長期休暇等の影響もある中、住民のニーズの多様化に伴い、一人一人の高い専門性が必要となっています。

地方公務員法第39条でも「職員には、勤務能率の発揮できる増進のため、研修を受ける場を与えなければならない」と規定されています。人材育成については、当然、時間をかける必要もあるかも知れませんが、即取り組むスピード感も大切だと思います。

佐川ならではの人材育成の取り組みを、どのようにされているか、お伺いいたします。

町長（堀見和道君）

今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。役場の職員の教育、人づくりについて、佐川町ならではの取り組みということで御質問ありましたが、なかなか、佐川町独自、ならではの取り組みというのは難しい部分があります。

一つ一つ、丁寧に、私が町長として直接、顔を見て、話を聞いて対話をする、私なりの経験からアドバイスをさせていただく。そのことを地道に繰り返し行っていくことが、今の段階での、一番地道な部分での佐川町らしい人づくりではないかなあというふうに考

えております。

昨年末からことし初めにかけまして、職員の皆さん一人一人と、わずかな時間ではありましたが、個人面談をさせていただきました。主には、一人一人から話を聞かせていただくということで、時間をかけさせていただきましたけども、一人一人の思いもあり、一人一人の考えがあり、得意なことがあり、そういうものを把握して、組織としてどういうふうなあり方、それぞれの強みを生かし合って、組織としてさらに、1 足す 1 が 3 になり 4 になる。その方法をどういうふうに考えればいいのか、そのための人づくりがどうあるべきか。それを手づくりで少しずつでも考えていきたいな、というふうに考えております。

総務課として、役場職員全体の教育、人づくりの取り組みについて考えて実行していることもありますので、そのあたりの詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきます。以上です。

総務課長（横山覚君）

私のほうからお答えをいたします。地方分権の進展、また町民ニーズの多様化などで、行政を取り巻く環境は、本当に厳しさを増してきております。この中で、限られた経費や人員の中で、効率的かつ効果的な業務を遂行するに当たりまして、その先には、町民満足度の高い行政が求められているというふうに思います。そのため、職員一人一人の能力向上を図ります人材育成が、今まで以上に不可欠だと考えております。

本町の職員の人材育成の取り組みに関しましては、平成 16 年 3 月に策定いたしました佐川町人材育成基本方針がございまして、その基本的な方針といたしましては、まず、通信教育や大学等での講座受講などに対する自己啓発への支援、それから、こうち人づくり広域連合主催の研修、自治体学校、市町村アカデミーでの研修などの職場外研修の活用、そして職場における O J T 推進など、職場内研修の充実、これらを 3 つの柱として、職員の人材育成を行う計画としておりますけれども、現状としましては、先ほど森議員にも御説明しましたけれども、人づくり広域連合主催の研修などに参加する職場外研修の活用が主となっております。

今後は、職場内研修の充実をもっともっと図ることが課題となっております。本年度は、この人材育成方針を策定してから、もう 10 年がたつところでございますので、その見直しを行いますよう、現

在準備を進めております。

今後の見直しの中におきましては、現在の計画などに加えて、新規採用職員の充実を図るための新規採用職員研修要領、また各部署におけるOJT推進マニュアルの作成など、このようなものも盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

10年前の人材育成基本方針を拝見してみますと、内容は非の打ちどころのないすばらしいものでした。しかし、余りその内容が活かされてなかったので、現状であったと思います。

こうした机上論のしかけよりも、行動のうちに、それぞれの気づきが生まれてくるのだと、私はいつも思っております。私も、先ほど、町長も変わり者というように言うてましたが、私自身も1人の変わり者だと思いますが、唯一の女性議員として参加したときにも、女のくせにとか目立ちたがり屋とか、厳しい意見をいっぱいいただきました。しかし、信念を持って続けているうちに、女性議員も1人誕生することができまして、大変うれしく思っております。

職員の皆さんも、ぜひ、自分の評価は自分で気づかれるように、積極的にいろんな現場に参加され、皆さんと一緒に汗をかきながら、町民の皆さんの多くの知恵をいただいでください。

このたび行われたファシリテーター研修にも118人の受講生の中、職員の方が53名参加されたということは、大変すばらしいことだと思います。

しかしまた、森議員も言われておりましたが、先進地の現場を視察するというのも、また積極的に参加していただきたいと思います。

私たち議員も、この3月に、鳥獣駆除の視察ということで島根県の美郷町に研修に行っていました。その中で、一番、私が感動したのは、1人の職員の気づきから、町の取り組みが大きく変わり、他の町村からも大勢の視察者がおいでくださっているということです。特に、梶原町からも、それから中土佐町からも行っているということで、高知県からはいろんな方がいらしてくださったということも聞いておりましたが、他の市町村から、あの山里の、ほんとにイノシシと少数の人口の中で頑張っていることが、すごく経済効果にもつながっていく取り組みをしていることに感動いたしました。

ぜひ、そういう先進地の取り組みを肌で感じていただきたいと思

いますので、そういう部門でも、町長の応援を職員にさせていただきたいと思いますが、その件については、どう思われますでしょうか。

町長（堀見和道君）

お答えさせていただきます。全く異論はございません。先進地の視察等につきまして、例えば、介護予防、地域包括の先進的な取り組みをされてる和光市があります。もし、興味があるなら、行ってみないかという話も具体的にもさせていただいております。

あとは、町として予算的な措置もしっかりととっていかねばいけないというふうに思っておりますが、やはり目的意識を持って、主体的に、今、自分に取り組んでいることを勉強しに行きたいと、そういうことを感度高く役場の職員みんなが、日ごろから研さんに励んでもらう、そのことが大切だと思っております。ぜひ、見に行きたいということがあれば、しっかりとその意義、目的を伝えていただいて、町としては、応援をしていきたい、積極的に取り組みをしていきたいというふうに考えております。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ということでございますので、職員の皆さん方も、どうか積極的にお勉強なさってくださいをお願いして、町長のほうの質問は終わらせていただきます。

次に、教育長にお伺いいたします。教育長は、佐川町に在住されていませんが、教育行政の中のいろんな分野で培った見識を持たれ、文教のまち佐川町に就任され、遠くから通勤されていることのハンデもいとわず、夜間の行事にも積極的に参加してくださり、いろんな分野にも敏速に対応してくださっています。

教育行政は、特に、県教の方針に従事することが多く、何かと町単独の取り組みについては、現場状況を踏まえて創意工夫されていることと思われれます。その中で、ハード面では耐震工事も順調に進み、これからはソフト面に、より一層の力を注いでいくためにも、1つの提案とともに人材育成について質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

堀見町長は、文教のまち佐川町の人づくりと人のつながりの構築の2つの大きな方針をかかげて、その一步が挨拶と明言されていますので、先日、佐川町の方に町の様子をお伺いいたしましたら、一番に、「子供たちの挨拶がよくできるようになった」「防災放送で流れている子供たちの声が身近に感じられ、大人が元気づけられる」

等、大変うれしく思いましたが、同時に、子供たちが元気に育っていくことが町の元気につながるのだと改めて実感いたしましたので、早速に佐川小学校の校長先生にお伝えしてあげたくて、出向かせていただきました。

斗賀野小学校は気軽に、時々お伺いいたしておりますのですが、佐川小学校は、めったにお伺いすることはありませんので、不審者と思われるかもしれませんし、少し気おくれもいたしておりましたが、電話をしてからお伺いいたしました。

すると、教員室におられた何人かの先生方も、とても感じよく出迎えてくださいました。早速に、町民の声を届けさせていただきましたら、大変お喜びになられ、まず、先生方に報告されるとのことでした。

そして、いろんなお話を聞かせていただいていますと、昨年从不登校の子供たちも来るようになったり、学力、体力も少しずついい形になっている、とのこと。昨年から、知・徳・体に力を入れて取り組んでいます堀見町長も母校だと言われて、気さくに立ち寄ってくださるので追い風になっているとのことで、チーム佐川小とすることができました。

そうした会話の中で、あちこちに転勤された校長先生ですので、他の町の教育行政より佐川町教育行政のよいところは何かとお伺いいたしましたら、まず、ありがたいことは支援教員を4名おいてもらっている、子供たちに目が届くので、子供たちが落ち着いて授業ができるとのことでした。それで、まず、教室を見回ってくださいと言って案内していただきました。

すると、それぞれの教室の中から、「こんにちは」「こんにちは」と大きな声で挨拶してくださるので、びっくりすると同時に、参観日でもないのに伺いたした私には、かえって迷惑ではないかと反射的に「お邪魔します」と言ってしまいました。そして少し複雑な気持ちも持ちながら、けれど、校長先生がずっと案内していただきましたので、各教室を拝見することができましたが、廊下のあちこちに、「お客様にあいさつ」「佐川町あいさつ名人チェックをしよう」という張り紙があちこちにありました。

例えば、ちょっここで御紹介しますが、こういう大きさの紙、校長室にはおっきな看板がありましたけれど、「お客様にあいさつ」「佐川小あいさつ名人チェック」「1学期が始まって1カ月たちまし

た。さあ、あなたはあいさつ名人になったかな」チェックをマル、ペケするようになってます。

1、声を出してあいさつをしています。2、自分から先にあいさつをしています。3、相手の顔を見てあいさつをしています。4、おじぎをしてあいさつをしています。5、横断歩道で止まってくれた車におじぎをしています。ありがとうございました。6、学校に来たお客様にあいさつをしています。7、友達どうし、あいさつをしています。8、笑顔であいさつをしています。9、地域の方にもあいさつをしています。10、あいさつすると気持ちがいいです。

マルが8個あれば合格です。マルが10個になると挨拶名人、をみんな目指しましょうという、こういうものが具体的に動かれている様子が、かいま見ることができました。その中で、子供たちは、ほんとに素直な心で向かっていると思いますので、そういう子供たちには、よく環境を整えてやるのが一番だと思いますが、教育長は、佐川町ならではの取り組みがありましたら、また、よろしくお願いいたします。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。子供たち向けの何かよい取り組みがないかと、佐川町独自ということでございます。町全体として、今、力入れて取り組んでおりますのは、読書のまちづくり事業というものをやっております。これは、もう始めて3年ぐらいになります。著名な童話作家あるいは絵本作家の方に来ていただきまして、桜座で子供たちに読み聞かせから始まって、さまざまな話をしていただく、また、学校へも出向いていただいて、出版社の編集者の方にも話をしていただくとか、そういった取り組みを進めております。

そして去年は、詩人の谷川俊太郎さんにお越しをいただきまして、桜座で直接、子供たちのリクエストに応じて谷川さんの詩を読んでいただく、そういった取り組みもしてまいりました。

独自に、子供たちに向けて取り組んでおるとするのは、今現在のところ、そういった読書のまちづくりを中心にした取り組みでございます。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

やはり、読書のまちづくりは、私も図書館へもたびたび伺っていますので、子供たちの熱心な本読みの姿も見せていただいておりますので、またこれも図書館づくりに向けて、いろんな皆さんの声

も聞かれると思いますので、また、その面ではよろしくお願いいたします。

それと、先だって、いろんな外的な講師をお雇いというかね、来てくださっている教えも今、言われておりましたが、私も、ある父兄の方から、佐川町に命の授業というのがあるので、ちょっとごらんになりませんかというお誘いを受けました。

そしてその授業を聞きましたときに、私自身も感動しましたが、子供たちが1年生から6年生までが1時間半ぐらいの時間を本当に集中して聞いていらっしゃいましたので、「いや、子供たちってすごいね」って、集中力ってあるのかなぁと思ってました。

その関係で、その授業をどういうふうに子供たちが受け止めたかなあということで、またその皆さんの感想文とかいうものをお聞かせしてもらいたいなあって思って、学校のほう、というか父兄の方にちょっと御相談いたしましたら、子供たちがそういう先生に触れることによって、すごく自分自身が感じ取った感想文というか、自分自身が、こう取り組みたいという感想文というか、それを2、3見せていただきました。

その中に、小学2年生と3年生、4年生、5年生、それぞれ受け止め方もありますけれど、その講師の先生がやはりそれぞれの雰囲気を見て、それぞれの話をするというような思いで講演をしてくださったことだと思います。それで、皆さんそれぞれに、自分の心に受け止めたんではなかったかなと思いますが、その感想で、少し皆さんにお伝えしたい文章がありますので、ちょっとここで読ませさせていただきます。

その講師の先生は、越塚先生ということで、学校の先生をやりながら、スキーのほうのスポーツも万全で、もう、自分ぐらい喜々とした生き方をしているという自信もありながら、子供たちにはやはり、弱いところを見せないという気持ちで今までは生きてきたけれど、やはり人間ていうのはやはり、困ったときには助けてっていう言葉も大事やし、やはり人の話を聞くことが大事やという教えを中心に話ししてくださったと思います。

まず、2年生ですが、「越塚さんへ。越塚さんの話を聞いていたら、命は大切なことを知りました。体の中の目、耳、口、手足、心は大切なことも知ってうれしいです。5つの中の心が一番大切だと思います。ドリームメーカーみたいに、夢をかなえる人になりたいです。

越塚さんの話を聞いて、命はすごい大切なんだと思って命は大切にしようと思いました。」これが2年生。

3年生。「僕は、とっても大事なのを学びました。それは命です。僕は何回も死にたいと思ったことがあります。でも、命の勉強で、命の大切さを学びました。これからは命を大切にしていきたいと思います。」

4年生。「命の授業をして。私が命の授業をして学んだことは、誰かに助けてという正直に言うこと。人の命を傷つけないこと。自分の命を傷つけないこと。この3つを学びました。私は、最後まで人の話を聞くということができなかったと思います。でも、越塚先生の話聞いて、ちゃんと最後まで聞き終わってから自分の話をしたいなあと思いました。越塚さんの出ていた奇跡体験アンビリバボーを学校で見て、体育館でやってくださったときも涙が出てきたけれど、DVDで見たときも涙が出てきました。私の1番大事なものは命、2番目が家族、3番目が友達。この3つのものを大切にしたいと思います。」

次、5年生。「私は、越塚さんの講演を聞いて思ったことがあります。これは、私にもドリームキラーがいるのかなと思いました。私には、ドリーム夢キラーは少しだけいると思います。ドリーム夢キラーは、ドリーム夢キラーよりずっといると思います。私は、ドリーム夢キラーを少なくして、ドリーム夢メーカーをたくさん増やしたいです。越塚さんの講演を聞いてもう一つ思ったことは、命の大切さのことです。私も一度死にたいと思ったことがあります。友達からいじめられたからです。でも今は、そんな気持ちはありません。越塚さんの、スキー事故で骨が折られるという大事故を起こしていますけれど、周りで支えてくれる友達や家族がいるから頑張れたんだと思います。きょうは、命の授業をしてくださってありがとうございました。これからも、ドリーム夢メーカーを増やしたいです。私は、命って本当に大切なんだと思いました。」

この感想文を読まさせていただいたときに、私も佐川小学校の父兄から、一度、いじめの問題で御相談があったのですが、その方からはちょっと、御意見聞いたときも、やはり今は子供も学校へ行くようになりましたというお話も聞いてました。こういうことは、やはり子供に上の目線から教えるのではなく、気づかしていく講師さんといつかね、子供自身が気づいていくそういう場面をいっぱい

くってあげたら、悩み事はいろんな形で違うと思いますので、そういう機会をできるだけ多くつくっていただきたいと思います。

そのときに、父兄の方が、年間の行事の中へ取り組んだからだと思いますが、教育委員会とか学校にはその予算がなかったので、僕のポケットマネーと父兄にちょっとカンパしていただいて、その講師の先生に、おいでてもらったということでした。

というのは、その講師の先生は、年間行事の中へ入れたらよかったんでしょうけれど、やはり高知県でもいっぱいおいでくださっているということで、ちょうど、どちらかへ来たときに、ついであつたらなんですけれど、それに併用してこういうように来てくださるということは、いろんな面で、経費も安くあがれたのではないかと思います。それだけ真剣に取り組んでいこうという父兄もいらっしゃいますので、そういうことに対して、教育長はいかがでしょうか。

教育長（川井正一君）

お答えいたします。先ほどのお話のありました授業は、町民の方々またPTAの御尽力によって実現した子供向けの講話であったと思います。

町として、年間、教職員向けにはさまざまな研修をやっております。それは学校が主体的にOJTでやるというものです。いわゆる校内研修。そういった中でやっておるんですが、子供向けのそういったお話できるような方を町として予算を組んでやっておるのは、先ほど申し上げました読書のまちづくり事業で、作家の方、本物の作家に触れていただいて、子供たちに、そういった中で感動、さまざまなことを感じ取っていただくということだけでございまして、各校において、そういったいろんなレベルの高い方のお話を聞く、そういった予算的な措置は残念ながら、ようしておりません。

そういった中で、佐川中学校でも、かつては、町民の方の御厚意によって、PTA主催というような形で、そういったレベルの高い人のお話を聞かせていただくこともございました。

今後につきましては、そういったよりレベルの高い、さまざまな分野の人のお話を聞く、これについても大事なことでございまして、来年度予算に向けて、どういった対応ができるかにつきましては、学校現場のお話も聞かせていただきながら、御質問の趣旨も踏まえて検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

12 番（今橋寿子君）

佐川町としましては、人権フェスティバルというかね、それは年に1回してますわね。そういう場で、子供たちがかかわっていく関係で、命の大切さっていうのはいろんな角度から勉強することもあると思いますが、今、いじめとかそういうものによって器づくりができてない子供たちに、いくら学力を指導してもなかなか入らないと思いますので、そういう意味で、器づくりのためのいろんな支援を前向きに取り組んでいただけることをお願いいたしまして、この質問は終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

次に、男女共同参画について。男女共同参画計画が完成されましたことにつきまして、町民向けの啓発、広報等の進捗状況をお伺いいたします。

町長は、3月議会で、役場の管理職登用については、職員の仕事執行状況を見ながら組織編成をしていく。協議会メンバーについては、女性のアイディア、女性の意見を取り上げていくことが活性化につながるというお考えで、登用すると検討していくとの答弁でありました。

が、見てみますと、26年度の現状は、21部会、180人で構成されている中、女性の割合は、たったの31人で、パーセントでいえば、16.8%。昨年は、18.2%であったが、いい加減少ない割合が、どうして少なくなったのか。また、国は34%、県は34%、市町村は24.2%のようだが、佐川町はまだまだ少なく、16.8%です。こうして少ない原因は何なのですか。

また、21部会中1人でもない部会に、いわゆるゼロ人が5つ。1人しかいない部分が10部会。パーセントの高い委員会では38%の人権尊重まちづくり推進審議会ただ1つであります。25年度男女共同参画推進委員会は、男女半々で審議がされ、お互い、いい学びになりながら、支え合う、感謝し合う、分かち合う、を目標を掲げ、男女がともに生き生きと暮らせる町のスタートをしていますのに、なぜ、この時期に女性の登用が少ないのですか。

組織の中で女性が1人というのは、女性の視点で意見や提案するのもとても勇気がいりますし、またその人が何かの都合で出席できない場合は、ゼロと同じです。少なくとも、国や県の35%までにできるようにする策はあるのでしょうか。

今、議会でも女性が2名となり、私は私自身をも検証することが

できて、とても心強く思っております。しかし、議会改革の1つとして、地区別に5カ所に町民との懇談会に向けてまいりましたが、斗賀野地域では女性が半数出席してくださり、貴重な御意見をお伺いすることができましたので、これからも多くの女性の視点で意見交換をしていけると考えますので、よろしくお願いします。

総務課長（横山覚君）

今橋議員の御質問にお答えをしたいと思います。非常に痛いお話をいただきまして、ちょっとつらいんですけども。まずは、男女共同参画計画、初めて、このことし3月に策定いたしました。まだまだ啓発を、これからをしてですね、皆さんにその意識を普及していかなければならない。もう一つ、町としてもあらゆる新会を構成するときにですね、そういう女性というものをもっともって視点を持っていてですね、女性委員さんの登用を図っていくような心づもりといたしますか、そういうものも高めていかなければならないというふうに思ってます。

今回できました男女共同参画計画ですけども、広報の進捗状況につきましては、ことし、その実施計画をつくる手前にですね、その本体の男女共同参画計画の広報用としてA3版で1枚のリーフレットを作成して、全戸に配りたいなというふうに計画をしております。

また、本題の計画自体は、広報誌に載せますと、誌面の関係上非常に難しいことがありますので、ホームページのほうに、それは今も登載をしております。

そして、繰り返しになりますけども、先ほど、議員言われました当町の審議会での女性の登用状況、確かに16の審議会のうち、本年4月1日付で185名のうち女性委員さんが31名ということで、16.8%。これが高いか低いかということにつきましては、先ほどの国の審議会が34%、それから県でも34%ですね、それから市町村の平均で24.2%、ずいぶんとまだあきがあるということで、これからはもっともっと広報啓発をしながら、そういう意識を高めていきたいと思っております。よろしくどうぞお願いします。

12番（今橋寿子君）

特に、その審議会に登用するに検討もされておると思いますが、まず、ちょうど4月、5月ごろには、審議会の改選もあると思いますが、それができない理由は、どんなところでしょうね。登用がで

きない理由。

総務課長（横山覚君）

できない理由、1つは、まだまだ固定観念が高いかなというところがあるんですけども、各組織の長の方に集まっていただいて1つの審議会をつくる場合には、各組織の長が今でも男性が多いということがあったりしてですね、必然的に男性が多いという格好にもなることもございます。

ただ、今回、住宅選考委員なんかの委員さんの選任をするときも、女性を入れようということで増やしましたし、そういう、かたやそういう努力もいたしております。

12 番（今橋寿子君）

その登用する時期は大体、いついつが改選というかね、そういう審議会の交代っていうのは、それぞれ時期があるんですか。時期というか、何月にとかいうのはそれぞれの審議会、今、一斉に4月ということですか。

総務課長（横山覚君）

お答えします。審議会自体が、任期が1年、2年、3年とかいうふうになっておりまして、大体4月が多いんじゃないかと思えますけれども、ちょっとこの16審議会の任期とか、その日切れがいつになっておるのか、ちょっと調べておりませんので、詳しいことは申しわけないですけど、ちょっと今のところわかりません。

12 番（今橋寿子君）

私自身も、今までにいくつかの審議会というか、に登用させていただいたこともあります。やはり会議だけの会ってというような動きがあるということは、やはり男性の価値観だけで、こう物事が流れていきゆうようなことが、何度か自分の気になるところでしたので、ぜひ早急に、やはり、遠回りなようですけれど、やはり女性を早く、登用することのほうが近回りになるんじゃないかなあとも考えますので、ほんとにスピード感を持って対応していただけることをお願いしますが、町長は、どういうお考えでしょうか。

町長（堀見和道君）

今橋議員の御質問にお答えさせていただきます。16の審議会、それぞれ改選の時期がどうなってるのか、今、私もはっきりわかりませんので、調べて、後で、総務課課長より報告をさせていただきます。

女性の登用に関しては、男女共同参画、この会議の経緯も踏まえまして、その後、できるだけ女性を登用していこうということで、意識をしてやらせていただいているつもりです。なかなか数が急に増えてないということはあろうかと思えますけども、役場の中では、いろいろな組織編成の中で、女性の意見も聞けるようにということで、これまで以上には配慮はしているつもりでございますので、御理解をいただければというふうに思います。以上です。

12 番（今橋寿子君）

佐川町には、優秀な女性がいっぱいいらっしゃいますので、今まで奥ゆかしい意味で、女性が自分の意見を前へ出すということ、機会も少なかったと思いますが、今まで、それだけ秘めたエネルギーも持っておりますし、ぜひ、町長の指名権もある審議会がいっぱいあると思いますので、ぜひ前向きに取り組んでくださることをお願いいたしまして、この質問も終わらせていただきますが、最後に、坂本議員の出たことによって、トイレのほうへも男性の協力がありましたことで、私もすごくうれしく思っております。どうもありがとうございました。

次に、上町地区の活性化についてお尋ねします。上町地区は、佐川町の観光資源のメッカであり、佐川町といたしましても、平成 20 年度より、景観・歴史的環境形成総合支援事業に取り組まれ、今までに約 3 億 3,500 万。そのうち国の補助金が約 9,500 万。県の補助金が 3,400 万。町費が約 2 億 500 万の多額な投資をしてまいりました。

一昨年より観光協会も設置され、町民の文化向上とともに、地域産業にと、舞台は少しずつ整ってきました。しかし、観光協会としての機能が十分発揮できなくて、特に、おもてなしの心配りが十分でないので、いろんな方からいろんな声が聞こえてまいります。

私は、くろがね会の一員でもあり、女性グループび人連の会員でもあるため、もろもろのイベントやスタッフになったり、ただのボランティアの 1 人であったり、いろんな形で上町地区の活性化にかかわっています。

また、お客さんの立場で行ったときは、余りにも基本的な接遇の学びができてないことが残念です。組織内の企画力も必要ですが、まず、一期一会の学び、いわゆる接遇に対しての、身の動きが大切であると考えます。

それで、1つは佐川チーム課、商工関係の産業建設課、観光協会、流れ等の連携が十分できてないと懸念されますが、町といたしましては、今の現状をどのように捉えられているのでしょうか。また、今後の対策はどのようにとられるお考えですか。どうか、御答弁、よろしくお願いします。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

それでは、今橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。昨年4月に発足し、10月から、旧浜口家住宅のほうに事務所を設置しております。一般社団法人佐川町観光協会でございますが、観光客の方々を迎える窓口としまして、お客様の休憩所、お土産の販売の場として観光客の利便性の向上に努めているところでございます。

議員の御指摘のとおり、接遇、おもてなしの体制につきましては、まだまだ至らぬ点もあろうかと思えます。観光協会は、観光の窓口としまして、観光客をお迎えするおもてなしの心と接遇マナーを身につけることが大切であり、このことは観光協会の職員だけでなく、町職員にとりましても基本中の基本であると考えております。

議員から御指摘のあったことや、議員が感じられましたことと同様のことを観光客の方々が感じられるようでは、佐川町全体の印象を損なうことにもなりかねません。本来なら、協会の設立時に、接遇、接客の基本的なマナーをしっかりと身につけておくべきであったと思われませんが、設立以来、こうしたことに取り組みができていないのが事実であります。

今後におきましては、接遇マナーの研修等への積極的な参加を勧めていくとともに、日常業務の中での指導を含め、観光協会のイメージアップにつなげていきたいと考えております。

また、今年から、町からの派遣職員1名が事務局員として観光協会等の運営に当たっております。先ほど、町長も答弁がありましたように、人材の育成には基本的なことを地道に繰り返していただいくことが大切であると言われていましたように、今後もチーム佐川推進課を含め、観光協会の理事の方々、また会員の皆様、関係団体との検討会等を実施し、協議を行い、プロ意識を高めていきたいと考えております。以上です。よろしくお願いします。

12番（今橋寿子君）

もう私が言うまでもなく、チーム佐川の上司である課長も、その状況は十分、いろんな方からお聞きもしていると思いますので把握

されていると思いますが、やはり今、先だって、佐川町にいらっしゃってくださっている人数が、くろがね会とかいろんな方の発信で多くの方が見えてくださってますので、その方が多ければ多いほど早く取り組まんと、悪い印象を持ったまま帰られるということは、とても残念なことです、時間をかけるということはもったいないことです。

すぐにでも取り組んで、今、私たちの周りの人はどんな形をしたら、若い方々に、あの接遇の体験をさせてあげるか、教えてあげるか、どんな形がいいかなあ、自分たちもボランティアで行って、あそこで毎日教えてあげないかんもんやおか。それとも、もっと早急に学ぶ機会を与えるようにしてあげなきゃいかんろうかとか、そんな、本当、親心的なもので、かかわっております。

ぜひ、1日も早く、本当の基本の基本を体感させてあげなければ、頭で教えていくような問題じゃあないがです。そのところを十分理解されて、即その手法を取りましてでも、ぜひ学んでいただければ、動けば動くほど、マイナスの分も出てきます。

そしてまだまだ、トイレとかいろんな分野で、ハード面も行き届いてない部分は、心のおもてなしでフォローしていかないかん観光協会でございますので、ぜひ、そういう面で、ぜひかかわっていただきたいと思います。

それと、まずこの観光協会の立ち上がった時点では、産業建設課のほうも、やはり商業の部分でかかわっていくということで、最初の説明はありましたけれど、今は、全部、佐川チームのほうが、観光協会のほうの担当は全てになってるんですか。

観光協会のほうの担当をチーム佐川が全てを管理してるわけですか。管理というか指導というかね、そういう面のかかわり方です。

チーム佐川推進課長（片岡雄司君）

お答えいたします。昨年までは産業建設課のほうに観光部門がありましたが、ことしの4月から機構改革によりまして、私ところのチーム佐川推進課のほうに移ってまいりました。

私も、4月からですので、その各団体との連携にまだまだ不十分な点もあろうかと思えます。先ほど、議員の言われたとおり、すぐに取り組んでいかない点もあると思えますので、今後はですね、もう一度会等を開きまして、体質の改善に努めていくとともに、プロ意識を高めていきたいと考えております。今後とも、見守りのほう、

よろしくお願いいたします。以上です。

12 番（今橋寿子君）

ということでございますので、ぜひ早急に対応していただけることをお願いいたしまして、この質問は終わりますが、最後に、提案でございますが。

議長（藤原健祐君）

約、あと 5 分ぐらいで 5 時になりますが、今橋君の一般質問が終了するまで、佐川町議会会議規則第 9 条第 2 項の規定により会議時間の延長を宣告します。

12 番（今橋寿子君）

ちょっと今、メモが見つからないんですけど、思いを伝えさせていただきますが、推進課という形の課もできましたけれど、やはり町長の、求めて皆と一緒にという意味で、私もここへ入るためには議員バッジもしてます。そして高知家というのもしてます。

やはりこのバッジをつけるということは、すごく、そのときそのときの立ち位置を、自分はどういう身の置き方をせないかんかっていうこともわかりますし、啓発を兼ねて、チーム佐川というバッジをつくれませんか。

そしてまた、ユニホームとかいうのも、やはり佐川の住民とみんなが一緒になる連帯意識を持つためにも、このユニホーム的なものもいいんじゃないかなと思います。スポーツ面でも、やはりいろんなサポーターするときには、皆さん同じ色を着て、1 つになっている。そういう動きもしていますし、普通、牧野の生誕のときは、1 年間のものでしたけれど、やはりちょっと皆さんが一体感を持つために、T シャツをつくりました。そういう連携をする意味でも、そのユニホームとかいうのも大事なことはないかと思います。

それで、牧野のときには、牧野の 150 年のときには、一般の方が、「いや、自分らあもほしいなあ」とか言いながら、「どこで買うたらええがあ」とかいうような意見も聞いたこともありますが、これは、佐川チームというんですので、住民とともに同じ気持ちになるためには、ぜひつくってみる気はないでしょうか。

ちょっとお答えしてください。

町長（堀見和道君）

今橋議員の御提案に対してお答えをさせていただきます。私自身もつくりたいなあというふうには思っております。少し時間をかけ

て、来年度あたりにつくれるといいかなあというふうには思っておりますが、まだ確定したわけではありません。そういうことは、職員の間でもよく話に出ます。やっぱり一体感持ってやっていきたいので、ということは話しておりますので、ちょっと前向きに検討したいなあというふうに思っております。

1つ、ちょっと私から御提案なんですけども。今橋議員、一番最初に、チーム佐川の一員としてというありがたいお話をいただきました。観光については、観光協会を立ち上げ、観光行政をチーム佐川推進課が、今、責任を持って担当しておりますけども、くろがねの会、び人連の皆さん、みんなで観光をつくり上げるものだというふうに思っております。

ですから、もし何かお気づきのことがありましたら、現場で、こうしたらよくなるんじゃないの、ちょっとこういう会を持って、みんなで考えていこうよ、そういう機会を、今橋議員から主体的になっていただいてですね、そういう検討会、勉強会をしていただけると、大変ありがたいです。

私も、現場から声が上がったときに、一つ一つ細かく改善ができるように手は打たせていただいておりますが、やはり、行政だけの力ではなかなか急には変わりませんし、限度があると思っております。ですから、環境に携わる佐川町、町全体の皆さんが、こうしたらよくなるんじゃない、こういうやり方もあるんだよ、ちょっとみんなで集まって考えようよっていうことを、現場の中でやっていただけると、大変ありがたいです。

そういう意味で、チーム佐川の観光のリーダーとして、今橋議員には、いろいろな形で御活躍をいただければ、大変、行政としてはありがたいです。今後とも、ぜひよろしくお願い申し上げます。以上です。

12 番（今橋寿子君）

町長は、それなりに前向きに取り組んでいらっしゃるんで、私も前向きには、たいてい取り組んでいきますが、また、職員の皆さんも、チーム推進課ばあに任さんで、それぞれの課も、いろんな視点でまた頑張っていけるようお願いいたしまして、この質問も終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

以上で、12 番、今橋寿子君の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議を、10日の午前9時とします。

本日は、これで延会します。

延会 午後4時59分

